

第三十八回 参議院商工委員会會議錄第七号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)
午後一時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 亨弘君
理事 古池 信三君
吉田 法晴君
牛田 寛君

委員

赤間 文三君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
山本 利壽君
阿具根 登君
近藤 信一君
椿 繁夫君
中田 吉雄君

衆議院議員

勝間田清一君

國務大臣

椎名悦三郎君
池田正之輔君

政府委員

科学技術庁 振興局長 原田 久君
通商産業大 臣官房長 樋詰 誠明君
通商産業省 鉱山局長 伊藤 繁樹君
通商産業省 石炭局長 今井 博君
通商産業省 山保安局長 小岩井康朗君

説明員

人事院職員 小西 宏君
局厚生課長

労働省労働基準 局労働補償部長 村上 茂利君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業安定法案(衆議院送付、予備審査)

○原子力損害賠償に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○新技術開発事業団法案(内閣送付、予備審査)

○経済の自立と発展に関する調査(炭鉱災害問題に関する件)

○委員長(鈴木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は最初に、内閣から送付された石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び衆議院から送付された石炭鉱業安定法案についてそれぞれ提案理由の説明を聴取し、ついで内閣送付の原子力損害賠償に関する法律案外二案について同じく提案理由の説明を聴取いたします。

なお、右の二案、先般の福岡県田川郡上清炭鉱における災害事件並びに昨年発生いたしました豊州炭鉱の災害についてのその後の経過に関し調査を行なうことといたします。

それではまず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

わが国の石炭鉱業が、石炭の販売価格を昭和三十八年度までに昭和三十三年度に比較して千二百円程度引き下げることを目標として、現在高エネルギーの造成及び非エネルギー炭の休廃止を中心とする生産構造の抜本的な合理化に努力しつつあることは、御高承の通りであります。

最近、鉱工業活動の好調、渾水等のため石炭の需給がやや好転しておりますが、これにより石炭鉱業の合理化の必要性はいささかも減少するものではなく、むしろ石油の長期的な値下りの傾向からみて、今後一そうの合理化努力を傾注することにより石炭鉱業の安定をはかる必要があると考えております。

石炭鉱業の急速な合理化を進めていく過程におきましては、生産の集約化などに伴ない、相対的な過剰雇用が発生することは避けられないところであり、このような過剰雇用をなくして合理化効果を發揮してゆく段階においてやむを得ず発生する離職者に対し、退職金その他の支払を円滑に行なえるようにすることは、ぜひとも必要

であると考えます。また非エネルギー炭を閉鎖する場合に、このほかにすでに発生した鉱害を処理する必要があるわけでありまして、今後石炭企業とその事業を整備するために調達すべき資金は莫大な額に上るのであります。

しかしながら、このような事業の整備に必要な資金につきましては、銀行の融資が必ずしも円滑に行なわれていないのが現状でありまして、石炭鉱業の合理化がこの面で制約されるおそれがあると考えられます。このためこのような資金の融資について何らかの措置を講じて、これを円滑化することが特に必要になるのであります。

今回の改正案は、このような考え方に立って、石炭鉱業合理化事業団に、政府出資を行ない、これを基金として石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れについて債務保証を行なわせることとしたものであります。

次に本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、石炭鉱業合理化事業団に、従来の非エネルギー炭の買収業務及び近代化資金の貸付業務に加えて、新たに債務の保証の業務を行なわせることとしたこととあります。石炭鉱業合理化事業団が行なう債務の保証は、石炭鉱業の整備を促進するために行なうものでありまして、離職する労働者に対し支払うべき退職金その他の資金の支払のため必要な資金、あるいは事業を廃止するときの鉱害の賠償に要する資金を石炭業者が銀行から借り入れる場合

に、その弁済の保証を行なうこととしたのであります。なお、石炭鉱業合理化事業団が保証する債務の総額は、保証基金に一定の倍率を乗じて得た額を限度といたしております。

第二は、政府が石炭鉱業合理化事業団に保証業務のため追加出資する場合に、従来からその業務の一つとなっておりました近代化資金の貸付けのための出資と区分して、石炭鉱業合理化事業団は、これにより保証基金を設けることとしたこととあります。

第三は、債務の保証の条件等に関する規定であります。石炭鉱業合理化事業団は、債務の保証を行なう場合には、石炭業者から保証の委託手数料に相当する保証料を徴収することとしたとして、その石炭業者が弁済期において債務を履行しなかった場合等には、銀行に対してその弁済されなかった借入金金の二分の一を石炭業者にかわって支払うこととしたこととあります。

石炭鉱業合理化事業団は、石炭業者にかわって銀行に債務の弁済をした場合には、その石炭業者に対して求償権を取得することとなるのであります。が、この権利の行使の業務は、銀行に委託することができるとし、以後において銀行が回収した金額については石炭鉱業合理化事業団と銀行が折半することとしたこととあります。

第四は、石炭鉱業合理化事業団のこの債務の保証の業務は、昭和三十三年年度末までに廃止することとしたことと

あります。この債務の保証により石炭鉱業の整備の円滑化をはかることは、石炭鉱業の合理化の目標年次である昭和三十八年度まで継続して行なう必要があるからであります。

以上簡単にございましたが、この法律の提案理由及びその要旨について御説明申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(鈴木幸弘君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、石炭鉱業安定法案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員勝間田清一君。

○衆議院議員(勝間田清一君) ただいま議題になりました石炭鉱業安定法案につきまして、提案者を代表し、その提案理由の説明を申し上げます。

政府はさきに石炭鉱業の合理化について石炭鉱業合理化臨時措置法を制定し、実施してまいりましたが、石炭鉱業の危機は依然として解消せず、むしろ深刻化の方向をたどっております。

この重大な危機をもたらしている原因は、最近の技術革新によるエネルギー消費構造の変化と、競合エネルギーの無計画な輸入により、石炭需要が相対的に低下していることにあります。

しかも政府の石炭鉱業に対する総合的政策の欠陥と、炭鉱資本家の無為無策はこうした危機の深化を一そう助長しているからであります。

中すまでもなく高炭価の解決は、わが国石炭鉱業の最大の課題であり、石炭鉱区が錯綜し、賦存地域が偏在し

ているばかりでなく、生産が弾力性に乏しいという石炭鉱業の特殊性は、わずかの経済変動でも、大きく需給関係に影響し、著しい価格の不安定を招来して、消費市場を喪失するという構造的な欠陥を持っているのであります。

政府は、こうした構造的な欠陥を抜本的に解決しようとして、昭和三十八年までに十一万名の首切りによる合理化案のみを提示し、資本家は首切りと大幅な労働賃金の切り下げ、労働条件引き下げのための租税優遇への分離政策等一連の労働者への犠牲のみを強行しているからであります。

しかるに炭鉱職業者援護法の施行も「死の町」「飢餓の谷」といわれている炭鉱地帯の失業問題の解消には何ら役立たず、相次ぐ閉山、首切りによる失業者のはんらは、炭鉱労働者のみでなくその周辺の商工業者の倒産をひき起し、今日、重大な社会問題となつてい

るのであります。

今回、本院に提案されました政府の保証基金の設立も、首切りによる合理化の助長政策以外の何ものでもありません。今こそ、石炭需給を長期に安定させて、しかもコストを切り下げ、雇

用を拡大させる政策をとることこそ、今日われわれに課せられた緊急の政治的課題であると考えるのであります。

石炭鉱業の重要性は、今日依然として減じておりません。その一つはわが国将来のエネルギー需要の面から指摘できます。

石炭換算で二億八千万トン以上と見込まれているのであります。

このエネルギー需要の驚異的な拡大に対する供給源としての水力はその開発がすでに限界に達し、また原子力にしてもその実用化に相当の曲折が予想される状態において、輸入燃料にのみ依存する考えは間違ひでありまして、石炭鉱業に課せられた役割は依然として無視することはできません。

しかも、わが国の石炭は、今日の出炭ベースで進んでも、なお百年以上も確定炭量を埋蔵しており、国内エネルギー資源に乏しく、また国際収支に弾力性が少ないわが国においては最大のエネルギー源であります。

その二は雇用の面から指摘できます。石炭鉱業における雇用吸収率は他産業に比して非常に高く、機械工業とともに今後その傾向を低めるものでは

ありません。

一千万人に及ぶ潜在失業者を有し、年々百万人以上の生産年齢人口の増大するわが国経済において、雇用問題は経済政策の中心課題であり、かかる観点からも石炭鉱業の地位はゆるがせにできないのであります。

このように重要なエネルギー産業である石炭鉱業に對して、わずかな資金融通による細々とした近代化計画や、弱小炭鉱の買

つぶし等の消極策で解決できるほど、問題は簡単ではありません。石炭鉱業はすでに資本主義的経営自体に對して、鋭い改革のメスが加えられねばならない段階にきているのであります。

拡大発展に寄与させるものであります。こうした世界的な傾向から、ひとりがわが国だけが遅れたなげやりの石炭政策を進めることは許されません。

従って社会党は、今日石炭鉱業が当面している危機を打開し、構造的欠陥を克服して、これを将来のわが国重要エネルギー源としての要請にこたえさせるため、長期的な展望をもった抜本的対策を講ぜんとするものであります。

まず第一に、石炭の生産過程に對するわれわれの基本的な考え方を明らかにしたいと思ひます。

わが国の石炭鉱業は採掘の進捗にともなつて、採掘地域が漸次深部に移行し、坑道の維持、通気、排水運搬等の経費が増加するため生産費の増大をみております。

これを最小限度に食い止め、さらに高炭価問題を解消するためには、合理的、計画的な開発を行なつて炭鉱の若返り策が講ぜられねばなりません。

生産体制の集約化はそのための前提条件であります。前近代的な古い生産機構である炭鉱の独占はすみやかに排除し、炭鉱の整理統合を断行して、炭

鉱を適正規模に再編成することが最も肝要であります。さらに休眠炭鉱の解放も行なわれねばなりません。これらの諸課題は業者間の自主的解決では不可能であり、法の強制力を必要とするものであります。

第二は、流通過程における整備の問題であります。

石炭の流通機構は昭和年代になつてからだけでも、過剰貯炭を処理するために昭和石炭株式会社、戦時中の日本石炭株式会社、戦後経済再建のための配炭公団、そして最近では新昭和石炭

等の設立を見ているのであります。このことは単に石炭が重要物資であるためのみでなく、石炭需給関係の調整の困難性を物語るものであります。需給関係を調整し、価格の安定をはかるためには、流通機構の一元化こそ絶対に必要なのであります。

第三は、石炭の需給を計画化し、その安定的確保をはかることであります。

石炭鉱業はその持つ特性から必然的に需給の計画化を要求いたします。しかもその計画化は長期に進められねばなりません。政府は今日、石炭需要の減退に對して縮小生産の方向をとつて

いるのであります。これでは問題の高炭価をも解決できないのであります。高いレベルの拡大生産こそ必要なのであります。

さらに積極的に新需要の開拓等が講ぜられねばなりません。このためには社会党は固体燃料としての石炭を液体化し、電気やガス等の流体エネルギーに転換して石炭需要の拡大をはからんとするものであります。

以上の見地から、石炭鉱業の当面している危機を打開し、その安定を期するため、本法案を提案する次第であります。

以下本法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一章、総則は、目的と定義についての規定であります。

石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定を期するには、石炭の生産の近代化を推進するとともに、流通機構を整備して、その価格の低下をはかり、その需要を拡大するための諸施策を実施することを目的としたものであります。

第二章は、石炭鉱業近代化計画に関する規定でありますが、五年ごとに石炭鉱業安定基本計画及び、毎年、石炭鉱業安定実施計画を定め、政府は実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるよう規定したのであります。

第三章は、未開発炭田の開発についての規定であります。石炭資源の開発が十分に行なわれていない地域であつて、石炭鉱業の安定のためにはその開発を急速かつ計画的に行なう必要がある地域を指定し、基本計画に従つて石炭資源の開発計画及び実施計画を定める旨の規定をいたしましたのであります。

第四章は、石炭鉱業開発株式会社に関する規定であります。未開発炭田の開発を目的として石炭鉱業開発株式会社を設立し、政府は常時会社の発行済み株式総数の二分の一以上を保有する等のほか、会社設立に伴う所要の規定を設けたのであります。

第五章は、採掘権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限についての規定であります。鉱業権の交換、売り渡し、鉱区の増減については鉱業法に規定するところでありますが、特に、安定実施計画で定めるところに従つて急速かつ計画的な開発を行なうために鉱区の整理統合はきわめて必要でありまして、政府は適切な措置をとらねばならないといたしましたのであります。坑口の開設についても許可制といたしました。

第六章は、需給の安定についての規定であります。政府は、毎年石炭関係及び学識経験者よりなる石炭鉱業安定会議の意見を聞いて需給計画を定め、その需給計画に基づいて鉱業権者、租鉱権者に対し

生産数量の指示をするものとしたのであります。

石炭の需要を増加させるため、都市ガス、火力発電、石炭化学等に対し、資金の確保その他適切な措置をとるべき旨の規定を設けたのであります。

さらに前述のごとき観点よりして石炭販売の一元化を行なうこととし、それがために石炭販売公団を設け、石炭の一手買い取りを行なうこととしたのであります。しかし石炭販売公団が全生産量を取り扱うことは実際上困難でありますので、鉱業権者または租鉱権者をしてその販売の業務の一部を代行させることとしたのであります。また小口需要については販売業者を指定して、その販売をさせることとしたのであります。

近代化による生産費の引き下げが価格に反映するために、政府は買取価格及び販売価格を決定することとしたしました。買取価格をもつては石炭の生産費を償ふことができないものにつきましては価格調整金の制度を設けたのであります。

第七章は、石炭販売公団についての規定であります。公団の資本金は百億円とし、政府が全額出資することとしたしまして、役員、業務、会計、監督についてそれぞれ規定を設けました。

第八章は、炭鉱補償事業団についての規定であります。政府の石炭の需給調整措置の実施に伴い、石炭調整金を含む買取価格をもつてしても採算がとれなくなつたため、事業を休止するのやむなきに至つた鉱業権または租鉱権者の事業について、採掘権の買取、鉱山労働者に対

する救済、鉱業等に対する善後措置を講ずるため炭鉱補償事業団を設置することとしたのであります。

これに要する財源としては石炭販売公団からの納付金のほか、国庫補助の道も講じたのであります。

離職する労働者に対しては平均賃金の六十日分を支給すると同時に、未払い賃金については債務者たる採掘権者または租鉱権者と炭鉱補償事業団との連帯債務としたのであります。また鉱業賠償に関する裁定についても必要な措置を講じました。

第九章は、石炭鉱業安定会議についての規定であります。この安定会議は石炭鉱業安定基本計画並びにその実施計画の決定、採掘権または鉱区の整理統合、需給計画の決定、生産量の決定、買取価格、販売価格の決定、雇用の安定その他この法律に関する重要事項を調査審議するため、鉱業権者及び租鉱権者、労働者、石炭の消費者、炭鉱所在の地方公共団体を代表する者、学識経験者をもって構成することとしたし、これに関する規定を設けました。

第十章は、第十一章は罰則として、法律施行期日は公布の日から九十日以内に政令で定めることとしたのであります。

以上、この法案の概要について説明申し上げた次第であります。日本社会党といしましては、わが国エネルギー源における石炭鉱業の重要性にかんがみまして、石炭鉱業の安定をはかり、もつて国民経済の健全な発展に寄与せんとするため、本法案を提出いたしました次第であります。

議員各位におかれては、何とぞ御

審議の上、本法案に賛意を表されんことを切にお願いするものであります。

○委員長(細木幸弘君) 本案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(細木幸弘君) 次に、原子力損害の賠償に関する法律案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案、新技術開発事業団法案、以上三案を便宜一括議題として、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。原子力の開発利用を進めるにあたりましては、その安全性の確保が絶対的な要件であることは申すまでもなく、不測の事態の生じないよう政府といたしましては原子力施設の設置等に際しましては、原子炉等規制法以下諸般の法令等により万全の対策を講じて参りました。しかしながら原子力の開発利用という現代科学の最先端を行くものだけに、なお技術的に未知の点があるとされており、万が一に災害の発生する可能性を理論的に完全に否定することは困難な事情にあるのであります。同時に、原子力の災害が発生いたしました場合には、放射能による被害規模が広範となる可能性をも想定し、また後発性というような特異な放射能障害をもたらす危険性について考慮する必要があるものであります。かかる特殊性にかんがみ、安全性の確保を第一義としつつも、万一の際における賠償制度を確立いたしませぬ限り、住民の不安は除去されず、原子力事業の正常な発展は

望むべくもないのであります。国際的に見ても、すでに、アメリカ及びヨーロッパ諸国におきましては、原子力損害の賠償に関する法制が整備または準備されております。

かかる情勢に対応いたしまして、原子力委員会におきましても、昭和三十三年以来鋭意検討を続け、昨年三月には原子力損害賠償制度の確立について決定を行なつたのであります。政府といたしまして、すでに、原子炉等規制法の一部を改正し、暫定的に賠償措置を講ぜしめてきたのであります。原子力委員会決定の趣旨を尊重いたしまして、ここに本法案を国会に提出することとした次第であります。

以下本法律案の内容につきまして、その重要な点を御説明申し上げます。第一に、この法律の目的は、原子力の運転、核燃料の加工、使用及び再処理等を行なうことによつて万一原子力による被害を第三者に与えた場合、その損害の賠償に関する基本的制度を定めて、被害者の保護に遺憾なきを期するとともに、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

第二に、原子力事業者の賠償責任につきまして民法の不法行為責任の特例としてこれを無過失責任とし、かつ、原子力事業者の責任を集中することとしたのであります。これは原子力の分野においては、未知の要素が含まれるという実情にかんがみ、原子力損害の発生について過失の存在しない場合も考えられ、また、かりにこれらの要件が存在するといつてもその立証は事実上困難と認められるからであります。また、原子力事業者が広範な産

業の頂点に立つ総合産業でありますだけに損害発生時における責任の帰属が不明確になる場合が予想される点を考慮したものであります。

ただし、異常に巨大な天災地変等によって損害が生じた場合まで原子力事業者に賠償責任を負わせることは公平を失ふこととなりますので、このよう不可抗力性の特に強い特別の場合に限り、事業者を免責することとしたしております。

第三に、損害賠償のための一定の措置を講じない限り原子炉の運転等を行なわせないこととし、損害賠償責任を担保するための措置を原子力事業者に強制することとしたしております。この措置は、原子力損害賠償責任保険にかけるか、または供託をするか、あるいはこれらに相当するその他の方法により一事業所または一工場当たり最高額五十億円を限度として損害賠償に充てることができるようにしなければならぬこととしたものであります。

第四に、現在の原子力損害賠償責任保険につきましては、その大半を外国保険市場の再保険に依存しているのがありますが、一定の事由、たとえば日本における地震、正常運転等による損害は外国保険業者がこれに応じないという実情にあるため、保険のみをもってしては賠償責任の全部をうめることができない場合があります。このような場合における損害賠償の履行を確保するため政府といたしましては、原子力損害賠償補償契約を原子力事業者との間に締結し、被害者の保護の完全を期することとしたしました。なお、この補償契約の詳細につきましては別に原子力損害賠償補償契約に関する法律

案を本国会に提出し、あわせて御審議願うこととしております。

第五に、五十億円をこえる損害がかりに生じた場合の問題であります。

政府といたしましては、このような場合はまずあり得ないと考えておりますが、万一このような事態に至りますが、万々一このような事態に至りますが、被害者の保護と原子力事業の健全な発達をはかるというこの法律案の目的を達成するために必要と認めますときは、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内において原子力事業者に対し、賠償に必要な援助を行なうこととしていたしました。

また、原子力損害が異常に巨大な天災地変等によって生じたため原子力事業者が損害賠償の責任を負わないような場合におきましても、政府は、原子力損害の被災者の救助や被害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとして、住民の不安を取り除くこととしております。

さらに、原子力損害に関する国民的関心、損害の特殊性等にかんがみ、相当規模の原子力損害が発生いたしましたような場合には、わが国原子力政策の帰趨にもかかる問題でありますので、国家的規模において、すなわち国民の代表たる国会の意思が十分反映されるような形態で処理されるのが適当であろうと考えます。このため政府は相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに損害の状況及びこの法律に基づき政府のとりました措置を国会に報告するものとし、また、専門的立場から原子力委員会が損害の処理、損害の防止等につき内閣総理大臣に意見書を提出いたしましたときは、政府は、当該意見書を国会に提

出しなければならぬこととしていたしております。

第六に、原子力損害の賠償につき紛争が生じた場合、その迅速な処理をはかり、被害者の保護に資するため紛争に關し和解の仲介及びそのための損害の調査評価を行なう特別の機関として必要に応じ原子力損害賠償紛争審査会を設置するものとしていたしました。以上が原子力損害の賠償に関する法律案の提案の理由並びに要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました原子力損害賠償補償契約に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

別途御審議を願うこととなっております原子力損害の賠償に関する法律案、いわゆる賠償法案により、原子力事業者に課せざる損害賠償措置の一環である責任保険は、海外保険市場に再保険している関係等から一定の原因による原子力損害についてはこれをてん補し得ない事情にありますため、責任保険のみをもってしては、賠償措置として完璧を期し得ないのであります。このため政府といたしましては、このギャップをうめ、被害者保護に遺憾なきを期し、かつ原子力事業の健全な発達に資する見地から原子力事業者と補償契約を締結し、民間の責任保険によつてはうめられない原子力損害についてこれを補償する制度を定めるものとし、ここにこの法律案を提出するものとした次第であります。

まず、この補償契約により補償する原子力損害の範囲は、地震または噴火によるもの、正常運転によるもの、事故があつてから十年以後に賠償請求が行なわれたいわゆる後発性障害及び原子力損害賠償責任保険ではうめられない原子力損害であつて政令で定めるものであります。正常運転の際に損害を生ずることは現在の科学的知識では全く予想されないものであります。原子力には未知の要因のあり得ることも考慮し、万一の場合に対処したものであります。

次に、原子力事業者が納付すべき補償料につきましては、損害発生の見込み、政府の事務取扱費等を勘案の上、その料率を政令で定めるものとしていたしております。

第三に、政府は、原子力事業者が、損害賠償措置を講ずることなく原子炉の運転等を行なつた場合、補償料納付を怠つた場合、保安のために講ずべき措置違反等、原子力事業者が義務違反があつた場合には、補償契約を解除できるものとしていたしております。しかしながら原子炉の運転に伴う危険が直ちに解消しない点を考慮し、この契約解除の通知を原子力事業者が受けてからなお九十日の間に生じた損害については政府は補償するものとして被害者保護に遺憾なきを期してあります。また、この解除通知後の損害のはか通知義務違反事項に基づく損害等についても政府は補償するのであります。かかる事業者につきましては補償金に相当する金額を後に返還させることとしてあります。

なお、政府の締結する補償契約の限度につきましては、会計年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内としており、三十六年度予算案におきましては二十億円を予算総則に掲げ御承認を求めておるものであります。

以上が原子力損害賠償契約に関する法律案の提案の理由並びに要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

なお、ただいま議題となりました新技術開発事業団法案につきましては、提案理由を御説明いたします。

近年、日本経済の発展は、目ざましいものがありますが、これには遺憾ながら外国技術の導入が大きな役割を果たしてあります。そのため対外支払額は、毎年増加の一途をたどり、昭和二十五年以来の累計は一千億円を突破しております。日本経済の健全かつ自主的な発展の上からも憂慮すべきことであります。このような外国技術依存の体制を脱却し、国民経済の向上をはかるためには、この際、わが国の新技術の開発を強力に推進することが必要であります。

新技術の開発とは申すまでもなく、わが国独自のすぐれた研究成果を開発育成することであり、これが企業化に際し不安が大きいために、企業化するに多大の困難と支障を伴うものについて、実際の規模において行なうことをいうのであります。従来わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあることは、一般に認められているところであります。その研究成果を、産業に導入できるようになつてきたものが多かつたのが現状であります。

英国においては、昭和二十四年に研究開発公社が設立され、国の投資による資金をもとにして、公共的発明を企業化する事業を開始しておりますが、現在は百億円の投資限度ワタに拡大されるという段階にまで発展し、多数の成果を上げております。

わが国では、英国の例などを範とし、昭和三十三年、理化学研究所法施行にあたり同研究所に開発部を設け、新技術の開発業務をも担当せしめたのであります。その業務は、国の研究機関、大学、その他の研究機関において上げられた研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては、開発すること

が困難である重要な新技術を企業に委託して開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く、民間企業に活用せよという新しい事業であります。以来今日まで三年間に三億四千万円の政府出資金で七件の新技術の開発を委託し、そのうち三十三年度に開発を行なった二件はすでに成功の域に達しました。

このように委託開発事業について明るい見通しを得ましたので、より強力にこの業務を推進させるため、この際、理化学研究所の開発部を分離独立させ、新技術開発事業団を設置するにいたったものであります。これが本法案を提出するにいたった経緯であります。

本事業団の、業務は、理化学研究所の開発部で行なってきた事項をそのまま踏襲しております。ただ、事業団として独立するにあたって、従来理化学研究所に置かれておりました開発委員会を開発審議会に改め、諮問機関とし

ての責務を明確にさせる等若干の改訂を加えております。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同事業団の設立の目的は、新技術の効率的な開発、及びその成果の普及の事業を行なわしめることにあります。

第二に、同事業団は全額政府出資の法人であつて、その資本金は三十六年度に予定されている出資金三億円と理化学研究所の新技術開発関係資産約三億四千万円の合計すなわち約六億四千万円であります。

第三に、役員は内閣総理大臣の任命する理事長、専務理事各一人、理事四人以内、監事一人であります。

第四に、開発審議会は、科学技術に関する学識経験者十名以内をもつて構成され、新技術開発の基本方針の決定、新技術の選定、開発実施の結果の認定など重要事項について理事長の諮問に應ずることになっております。

第五に、同事業団の業務は、企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること、新技術の開発の成果を普及すること、新技術の開発についてあつせんすること等であります。

第六に、同事業団は、内閣総理大臣が監督いたします。

第七に、同事業団に対しては、登録税、印紙税、所得税、法人税、事業税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとっております。

最後に、理化学研究所から同事業団への権利及び義務の承継についての規定、その他経過規定並びに理化学研究

所法の関係条文の改正等を定めております。

以上、本法案の提案理由、及びその内容に関する概要の御説明を申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(鈴木幸弘君) 三案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、経済の自立と発展に関する調査を議題とし、炭鉱災害問題に関する件について調査を行ないます。

○吉田法晴君 去る九日、福岡県田川郡香春町上清炭鉱において坑内災害が発生し、当時入坑者九十一名のうち七十一名が死亡した事件が突発し、本院におきましても事態の重大性にかんがみ、本会議においても問題が取り上げられました。十日参議院より院議による議員派遣として当委員会の鈴木委員長と私、他に鹿島俊雄、小柳勇、村尾重雄の三君と計五名が現地に参加するとともに、犠牲者に弔意を表して昨日帰京して参りました。正式報告は別に院に報告することとして、本会議における通産大臣の報告は簡単に形式的であつたという不満も一部にございまして、災害の原因、対策、あるいは防災努力、監督行政の実情等、福岡通産局鉱山保安監督部から、現地でも詳細な説明を伺いましたが、まだ正確でなかつたところもございまして、その後の事情の判明をいたしましたところをあわせて大臣より御説明をお願いいたしますと存じます。

○國務大臣(権名悦三郎君) 今回の災害はまことに遺憾でございまして、その後通産省並びに現地機関において現場に出向きまして詳細調査をしたのでございまして、その状況は担当局長から申し上げたいと思ひます。

○政府委員(小岩井廣明君) 今回の上清炭鉱の災害につきましては豊州炭鉱に続きまして戦後最大の災害を起しまして、直接の担当責任者としてまことに申しわけなく感じております。私さうそく現地に参りまして状況を調査して参りましたが、ごく概略を御説明申し上げます。上清炭鉱は福岡県の田川郡香春町にあります。中津原にある上田鉱業株式会社の炭鉱でございまして、三十六年三月九日十一時半ごろ坑内の坑口から四百五十メートルばかり離れておりますところにある。す坑内のコンプレッサが、ここには百馬力と五十馬力と二つあるのでありますが、五十馬力の方のコンプレッサ一室の中から火災を起しまして、当時坑内に入坑しておりました――その後訂正がございまして九十五名になつておるようであります。九十五名が当時入坑しておりました、二十四名がかりうじて脱出して、残りました七十一名が犠牲者となつてしまつた。災害の原因はコンプレッサ一室の坑内火災でございまして、労働者は大体三百人余りで、出炭が月三千数百トンを出炭しておるのでございまして。

この坑内火災の原因であります。目下監査部から監督官が派遣されまして原因究明中ですが、現在では原因を究明できておるのではないかと原因の連鎖がございまして、まだしかし証拠固めの関係もあり、また檢察側の

方の指揮も受けております関係で、原因の詳細な内容につきましては、そう長くかからずに判明するという程度にとどめさせていただきます、かように考えております。

○吉田法晴君 一応私も参ります。すでにわかつておつた、五十馬力のコンプレッサ一室の火災が原因である、こういう点は御説明がございましたけれども、それだけの説明は行かぬ前からわかつておる。それはあなたが行かれるまでもなくわかつておつたことではあります。

なお、一般に、私も坑内に入つてみて、あの程度の火災では七十一名を犠牲にしなくても済んだんじゃないか、こういう感じがございまして。これは見た者、あるいは報道陣、その他一般について感ぜられておるところであります。コンプレッサ一室の火災がどうして起つたかという点は究明に待つとしても、あの火災がどうしてあつたかという経過と、それから措置については何らの説明がございせん。直接原因もですが、間接の原因、事故を拡大した原因と経過、それから炭鉱及び鉱山監督機関においてとられた責任について、もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小岩井廣明君) こまかい点につきましては御質問があると思ひまして、ごく概略を一応御説明申し上げます。ただいまの、なぜか多数の犠牲者を出したかということにつきましては、御存じのように坑内火災は坑外の火災と違ひまして、坑道が一つ

昭和三十六年三月十四日
〔参議院〕

の煙突のような状態になりますものので、すから、非常にわずかな煙でも非常に強い煙のように感じますし、また事実わずかな煙でも濃縮された形で坑道を通過してくるわけであります。そこで、まあ私コンプレッサ座の中を拝見したのですが、やはり部屋の中の坑木はほとんど全般にわたってまっ黒に燃えておりますし、特に部分的には相当地の進んだ個所もございます。

火器を投げ込んだようでありますが、それでもあまり消えなかったので、百馬力のものを、コンプレッサー座に置いてあるものを同様に中につき込んだだけどもうまくいかぬ。そこですぐ引返しまして、坑内におけるほかの係員と共同してそれぞれ坑内並びに門扉の開放を命じたようであります。この門扉の開放についても、陳述をそのまま申し上げますと、三力所の門扉を開放して煙を短絡させるという方法をとったようであります。しかしその間、時間的にどれくらい時間がかったかという点については十分にわかりませうので、まあ、多少時間がかかったのではありませんかと、そこで火災を見ましたときにすぐ各作業所に連絡をとっておれば、あるいはもう少し脱出者が多く出たのではないかという感じはいたします。これは係員個人の感じでございます。まして、係員としては自分で消火ができるという考えをまず固めたようであります。坑内の火災の場合に私どもが通常まずとります段階といたしましては、まず直接消火するというのが第一段階であります。で、直接消火ができなければ密閉をするとか、密閉をしていってもなお火災が消えないという場合には注水をするというのが鉱山の一つの消火と申しますか、技術的な段階になっておるわけあります。そういった関係で、係員としてはまず自分たちで直接消火ができるという認定をしたようであります。まあ、その間の実情につきましてはなお一そう綿密な調査を目下いたしておりますので判明するのではないかと、かように考えております。

私どもの方の責任はどうかという御

質問でありますが、坑内の五十馬力のコンプレッサ一座を見ますと、五十の方は中が焼けておりますけれども、消火その他で災害前と少しも——もちろん変わっておることは事実であります、大体まあ私の方の規則上から申し上げますと、耐火構造にしなければならぬ。耐火構造の内容としましてはトタン板とかあるいはモルタル、こういうようなもので室内をおおうということになっておるわけであります。そこで五十馬力の方はもう災害後はほとんど鉄板なども取れてしまって、おそらく災害前を想像いたしますと、まあ低く、ごく腰し回りにくらない程度には鉄板があつたようであります。特にトランスの近辺は鉄板がかなり張つてありましたが、部屋全体としては鉄板が張つてあつたように思えません。同じように百馬力の室内を見ますと、これも部分的には張つてございますが、全面的に張つてあるという状態ではもちろんございません。従いまして私の方の規則上から見ますと、やはり規則違反というような状態になっておると私どもは考えております。なお、この点は全般を総合しまして現地で判断をつけておりますので、的確な違法性の判定は後日に待ちたいと、かように考えております。

○吉田法晴君 われわれが聞いた報告でも、いわゆるコンプレッサ座には消火器、これはまあ消火弾のようですが、砂が備えつけてある、こういうことですが、砂の使われた形跡はない。消火設備が十分であったかどうかという点も問題ですが、コンプレッサに欠陥があって、コンプレッサあるいはモーターから火が出たのではない

か、こういう検査当局の見込みもございまして、それは燃えていてよくわからぬ、鉄板その他部屋が耐火設備が十分でなかったという点等は指摘がありました、事故の十日ほど前にコンプレッサーに事故があった。そこでコンプレッサーが原因ではないかという疑問が一般に持たれ、それから一週間ほど前に監督官が、これもなくなりました谷さんのようであります、検査をしておられた。検査をしておられれば、欠陥は検査の際にわかっておったではないかという疑問を持たれる。私どもの説明には、十分その点が出ておりませんでしたけれども、その後聞きますと、保安検査をした際に、保安状況についての欠陥を指摘された報告があるように聞いておりますが、これ

らの点について監督当局としてどういうように今まで調べてこられたか、あるいは認識しておられるか伺いたい。

○政府委員（小岩井康樹君） 監督官が現場を見ましたときに、十日前に故障があったという点につきましては報告は、まだ監督表の中には記載されておりません。私どもが一応聞いております。鑑別内の状況では、本人は八日ばかり前に一日、二日とやっておりますから、変災が九日ですから、一週間あまり前に現場を見ておるわけです。本人は監督部では一番最古参の機電の担当者であります。機械、電機は非常に詳しいエキスパートなのであります。が、本人非常にまじめで、かたく従来仕事をやるごく内気な性格の者でありますので、特に中小鋭鑑巡回監督の場合には、機電関係と採鉱関係と分けずに、どちらかが両方をやるという建前をとっておるわけであります。もちろん

ん大きい炭鉱ですと、採炭関係の者は複雑な機電関係の内容が十分にわかりません。また逆に機電関係の者は採炭関係のことはわかりませんので、大きい炭鉱にはそれぞれの専門の者を別々に派遣しておるわけであります。ところが中小炭鉱には、これは専門の者をわざわざ分けてやるほどの内容がございませぬので、機電の関係の者も採炭関係を一緒に見てくる、また採炭関係の者も機電の点を見てくる、こういうような多少無理な形をわれわれ従来としておるわけであります。従って谷君も自分は機電の専門家でありますけれども、当然中小の山でありますので、機電その他採炭関係全般を見てくるといふ責任をもって現地監督をやっておるわけであります。

そこで私も聞いておりますのは、本人ももちろん坑内に下がりました、その五十馬力の前へ来ましたときに、ちょっと中をのぞいたようでありますが、案内人が先へ行ってしまった関係で、あまり十分見ずに、自分も専門でありますので、ごく簡単に見て、そうして中の方に入ってしまったということを課長には本人が報告したのであります。従ってそんな点で、本人が非常にまた逆に自分の責任を感じて、そうして自殺するに至ったのではないかというふうに、私もは逆に見ておるのであります。そういうような関係でコンプレッサー座の内容につきましては、まだ報告も出ておりませんし、監督表にも内容が記載されておりませんし、本人あとで書くつもりでございましたかどうか、監督簿の方にはまだでき上がっておりませんので、監督表に

はその点が触れていない、こういう結果になっております。

○吉田法晴君 谷監督官は責任觀念から自殺されたと思うのですが、谷監督官には大へん気の毒に思いますが、その意思を生かすためにも、原因と欠陥を明らかにしなければならぬと思ひますので、関連をして何うことをお許しを願ひたいと思ひます。

コンプレッサー座の周囲の囲い、あるいは天井等について御本人は、新聞によりますと、部長に上の囲いは十分分だったと漏らされたように聞いていますのですが、その点はいかがでしよう。

それからもう一つは、監督表の中にはどういふ点が指摘をされておったか。関連があるかないか。まあないというお話でございましたけれども、明らかにしてもいいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 谷君が部長に話したという内容は私は聞いておりません。しかし私も拝見しました。天井にはもちろん鉄板その他の防火構造という体裁のものはしてなかったという事は、私も認めておりますので、もちろん本人も私も以上の専門家でありますので、十分に承知をいたしておったと、かように考へております。

それから本人の監督表の内容であります。ごく簡単でありますので、ちょっと読ませていただきますと、一としては、坑内巻きおろし斜道の切り広めは計画通り行なうこと、これが一であります。それから二番目としまして、本おろしの掘進については、仕線を規定通りにすること。これはまあ鉱山用語で、非常にわかりにくいことと

思いますが、坑道のワクがおそろく小さかったのだらうと思ひます。これを規格通りに大きなワクにしる、こういうことであらうと思ひます。それから三番目としまして、十片以深の繰業については、繰業法による諸手続をなし、合法化の後に本務を行なうこと、これが記載されて、以上が本人が監督表に書き込んだ内容であります。

この監督表は、監督官が山に監督に参りますと、自分の伝えなければならぬポイントを、こういうふうな箇条書きにしまして、そうして山に置いて参ります。それから自分もこれと全く同じものを持ち帰ります。そうしてまあ監督簿にまたほかに記載する内容のものがございまして、それを監督簿につけてまして、上司に供覧と申します。内容が回りましたときに、さらに監督部としまして強く経営者側に訴へた内容のものがあれば、通達書といったしましてまたあらためて別に、別途通達をいたします。かような次第になっているわけでありまして。

○吉田法晴君 監督表の内容は、読まれるだけでは皆さんにはわかりにくい。少し説明を願ひたいのですが、巻きおろしの切り広め、それから本おろしの掘進のワクは規格通りに広めていく、こういうことですが、十片以深の繰業については、法的な手続を云々という点はどういうことなのか、御説明願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) この上清炭鉱の内容を調査いたしますと、もうすでに鉱区内は一応採炭終了の形になっております。従つて現在採炭いたしております——右十片という称号に

なっておりますが、現在採炭してありますところは田川八尺層というところに二、三、田川四尺層というところに一、三ありまして、私が三つあることになつておりますが、この十片にありますが十片と申すものは、もう鉱区外に出てしまつてゐるわけでありまして、それがたゞいま申し上げましたように、鉱区内の採炭は現在終了してしまつて、もう掘るところがないわけでありまして。

そこで隣鉱区、三井田川が隣鉱区になつておりますので、その三井関係とお話を進めまして、話し合ひがついたと、こう聞いております。そうして書面も手続申請を現在しているようでありまして、この手続がまだ完了いたしておりません前に十片という私がつきまして、これは鉱区外を採炭してゐる、こういう内容のものであります。

○吉田法晴君 大臣も聞いておられたと思うんですが、国民も、あるいは現地に参りました報道関係者も、この上清炭鉱の坑道その他実態を見て驚いておる。監督表の中にあります巻きおろしの切り広め、あるいは本おろしの掘進は規格通りにすること云々という点は、巻きおろしあるいは本おろしも規格通りになつて、そしてわれわれが入るにも○四トンぐらゐの箱のふちから頭を上げては危険なぐらゐの、とにかく小さい坑道、それが巻きおろしであり、あるいは本おろし。風道のときは、これはあとで聞きますけれども、人がほとんど通れないぐらゐの状態、そして災害が起つても、災害について、関係者あるいは鉱業権者、あるいは保安管理者には会いませんでしたけれども、鉱業権者等には会つたんですが、十分のとにかく責任と申しま

すか、この従来の施設あるいは保安関係、あるいは訓練等について十分でなかったから、こういう事態を起したという十分な反省は、私ども残念ながら見る事ができない。あるいは新聞記者諸君に言わせると、災害というもののつてなれつになつて、人命を軽んずる風潮があるのじゃないか、少なくとも人命尊重の風潮がないといふことを指摘をしておつたのであります。

この終掘に近くなつて、買い上げ、合理化の適用等は、その中でむしろ最後のなんだから、どんなことをやっても、保安のこと、あるいは保安の施設は十分にしくつても、やるだけやつてあとは買い上げてくれるんだと、こういう精神が山の作業、あるいは保安問題にあつたのではないかとこの疑問を私は持たされたわけなんです。そういう空気の中で、監督表に出ておるだけで、巻きおろしあるいは本おろし等が切り広めなければならぬ、また規格通りに施作をしなければならぬような欠陥があつたという点は出ております。

それから十片以深の繰業についてもそのコンプレッサー座について、鉄板のほかに施設が悪くなつたか、あるいは欠陥がなかったかどうかという点についてはいかがでしようか。さらに保安局長の御答弁をお願いいたします。

○政府委員(小岩井康朗君) これは、まあ私が今ここで御答弁申し上げますから、現地では今調査しておりますことと思ひますが、まあ私の見ました個人的な感じといたしましては、もちろんコンプレッサー座としては少し

天井も低いし、普通ですと機械がもつとずつとゆつたり入るのが普通の姿であります。しかしまあ小炭鉱では、なかなか大手で見るとなればかりでございせん。まああの上清炭鉱に似たような場合は、まあお多少あるように聞いておりますので、もちろんその後の処置としましては、私どもさつそくわかつてゐるものについて、は、直ちに直すやうな命令をいたしておりますが、まああの程度の山のあの程度のコンプレッサー座としましては、もう少し天井を高くすること、それから腰をもう少し一ぱいに鉄板を張る、まあ天井は、普通ですと岩盤で、岩盤の強いところですよ、何にもワクがないところがございます。あそこは低い関係でワクが相当入つておりますが、まああつたやうに木材がたくさんある場合には、もちろんその天井も鉄板にせひしてほしいというのが私どもの希望でありますので、あままだではもちろん好ましい姿だといふうには考へております。

○吉田法晴君 火源がどこにあつたか、あるいはその火がどういふ工合に伝わつたかという事は、保安部としても、監督官としても調べておる、あるいは警察でも調べておるところでありますけれども、その火源を生んだ、あるいはこの火源があつたとしても、それが延焼をしてあれだけの火事に至りまして経過につきましては、設備あるいはその他について欠陥があつたわけではないか云々という点が問題になるわけでありまして、それらの点については、その設備あるいはコンプレッサー座の何と申しますか、状態、ボロきれとか油とかいふものが四散しておつた

のではないかと、という疑問が持たれるわけでありまして、そういう点について欠陥があったか、という点について、それから、それについての従来の、点検あるいはこの設備の改善を命ぜられ、あるいは注意されてきたあれがあったかどうか。鉄板の点検については、問題が起ったから天井の隅は不十分であつたと、こういうまあ監督官の意向がもたらされておるわけですが、小岩井局長として今までのところどういふように調べてこられたか、あるいは所見を持っておられるか承りたい。

○政府委員(小岩井康朗君) まあ原因が、先ほど申し上げる様に、目下調査中でありまして、けれども、坑内火災でありまして、原因と目されるものはもう数少ないわけでありまして。一応考えておりましたのは、まあコンプレッサー、機械そのものにあるのではないかと、という点、それからもう一つは、ケーブルが燃焼して切れておるのがございまして、そのケーブルの火花発火、こういうものも当然考えておりました。それから電気関係の機械類、トランスもありません。スターターもありまして。スイッチ類もありまして、まあそういう電気関係、あるいはまた全然別途に考えますと、先ほどお話し申し上げたように、労働者の火器、たばこ、そんなものが考えられるわけでありまして、あそここの部屋は、私は相当部屋も狭いし、機械が運転しておりまして、かなり暑いんじゃないか、かつて監督官の巡回のおりにも四十度前後あつたという報告がなされております。そこで、風が入るようになってしまつて、その後、三十五度前後になつたという報告もあつて

ので、相当部屋が暑かつたのではないかと。そうすると、四十度の部屋にわざわざ入って休むということもあり考えられませんが、部屋自体もそうゆつくり休むほどの余裕もございせんので、私も当然、いよいよ何ら原因がないという場合には、もういふ何ら原因も考えざるを得ない場合もあるかも知れませんが、まあ労働者があそこへ入つてたばこその他の火器で火災が起つたというところは、まあ一応一番最後に考えるなら考えたいと、かように考えておられます。で、現在火災したのだと、火をふいたと思われものが、さうしますと、あと電気関係と機械そのものと、大きく分けて二つになるわけでありまして、機械そのものの故障につぎましては、けさほどの新聞もあつたようでありまして、これは警察の方で機械を中調べするようになっておつたようでありまして、その後また話が変わりまして、九大に送つたようであります。九大で試験をいたしました結果は、機械そのものにはまず故障がないのじゃないかという報告のうに聞いております。また詳細な報告を受けておりませんが、まあおそれく私どもの方の認定もコンプレッサーの機械そのものには故障がないと、もう学校に送る前から私どもの方で断定をしておりました。そこで、学校の結果と私どもとは全く一致したということになるわけでありまして、そこで、コンプレッサーそのものについては故障なしというところになりますと、あとは電気関係、スイッチ類、ケーブル、こんなところに限られるわけでありまして。ここであの中を全部捜査いたしましたして、火をふいたと思われる点は、もう二個

所しかないわけでありまして、その二箇所については、目下確証を固めておりますので、それがどういふふうになるかにつきましては後日に待ちたい、かように考えております。

○吉田法晴君 そうしますと、機械、特にコンプレッサーについては原因がなかつた、この点は監督官庁において警察においても論議ができた。自信を持っておる。さうすると、電気関係の二カ所が原因ではないかというお話であります。その具体的な点は今後の究明に待つとして、そこに原因があり、さうしてそれが類焼する、火を呼ぶ状態であつた。いわばコンプレッサー座の中が乱雑であつたか、あるいは火源といふものが、火源から引火するあれが多かつた、こういうことは否定できないと思ふ。われわれに鉱業権者は、持つていくべきでない火器があるいはたばこ等を持つていて、それを使ったために、腰かけに使つておつた木あるいはむしろ、ぼろぎれ等に引火したのではないかと、いうことが強く言われましてけれども、今の御説明によると、四十度近い温度が過去にはあつたし、減つても三十五度はあつた。従つてそこによつちゅうおるといふことも考えられないし、また事実火事の直前にはいふなかつた。十二時前に百馬力のコンプレッサー座で飯を食つておつた。そういう意味において電気設備、あるいは電気関係、あるいは周辺の状態、あるいは天井の鉄板を含んで、火事の原因は五十馬力のコンプレッサー座の施設にあつたのだといふことがいえるのではないかと思います、その点はどうか。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どももさうして考えております。

○吉田法晴君 もう一つ、設備の点検については、これは監督官庁ですが、五十馬力あるいは百馬力、特に百馬力は十日前に故障を起して問題になつておるところであります。十分であつたかどうかといふことについてはいかがですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 施設の点検が十分であつたかという御質問のようですが、施設の点検につきましては、点検の日誌がございまして、今それを領置しておりますので、いすれ山の点検の状況につきましては、内容詳細に判明すると思ひます。

○吉田法晴君 さうしますと、火事の原因については一応設備が問題であつたろうといふ点は局長も認められたところですが、災害発生後の処置に手落ちはなかつたか。七十一名を全部死なせなくてもよかつたのではないかと、いう疑問についてはまだ十分の回答が出ておらぬ。そこでお尋ねをしたいのですが、警報のベルはなかつたようであつたか。それから係員が十分使われたか。最初係員が下から上がつてきつたあつて、坑内火災ではないかという疑問を持ち、現場を確認して連絡をしたようですが、その後の電話連絡等はあつたという話を私も聞きません。それからもう一つ、訓練についても十分なされておつたという認識はどこにも得ることができない。さうして消火には最初軌道大工、それからコンプレッサー座の責任者の津川二カ所一人ずつ受けて持つておつた六十才に近い担当者——これは係員でなくて労働者のようですが、その津川氏が軌道大工

が大声を出して知らせたので出ていって消火弾を投げた。消火弾を投げたのも軌道大工が投げたのか津川氏が投げたのかよくわかりませんけれども、あと救護隊が来るまで係員の指揮をしてこの消火に努めたのかどうか、その辺も明らかでありせんけれども、保安管理者が連絡を受けて、これは一時間近くもかかつておるようでありまして、消火にはかかつておつた。しかし人命の救助のために全鉱を指揮をして、さうしてこの救命あるいは救護あるいは誘導避難のために十分な指図がなされた、あるいは手配がなされたという感じは私も受けぬ。消火に頭を奪われて九十一名の——今の訂正によると九十一名でなくて九十五名といふことでしたが、九十五名の人間を救出することについてはどうしなければならなかつたかといふことに十分の頭が働かなかつたと、態勢がとられなかつた。救護隊が入つて救護に当たつたか、数時間後に、消火が終わつて素面に入れるようになって初めて救出に当たつた。しかしそのときにはすでに七十一名が全部死んでおつた、さうして、初期のころに二十名が辛うじて二十四名ですか、辛うじて出たといふことはあるやうであります。さういふ経過を考えますと、災害を早く知らせて退避をすべきこの訓練も施設もなかつた。あるいは保安器具等もなかつた。さういふことでは、訓練もなかつた。そこで、火を消すことと人命とはいふれが大事かといふ疑問が起つて参るわけでありまして、さうした訓練あるいは施設等についてはどういふふうになつておつたか。あるいは欠陥はなかつたか。七十一名を殺すの

は——この火事を消すのと併行して行なわなかった点についてどういふ欠陥があったか。こういう点については局長としてどういふ工合に考えておられますか。

○政府委員(小岩井康朗君) 警報装置の点であります。警報装置ではありませぬけれども、電話施設は上部とそれから一番下部の方にもポンプ座にございまして、電話連絡はできるような態勢になっておりました。しかし、係員が煙を見まして、そうして、直接一応消火と同時にまあ連絡をしたことにはなっておりますが、その間の事情がまだ明瞭になっておりませんので、いずれ、私どもも、鉱外には一応連絡し、そうして係員なら係員としての任務を果たしたと思うのですが、まあ保安管理者の責任であります。保安管理者がそういう事故の内容を聞きまして、もちろん全責任をもって指揮をする責任が保安管理者にあるわけでありまして、従って、保安管理者——私どもも資格を持った適格者でなければもちろん任命をいたしません。山側が任命をしてくれなくても、もちろん解任をすることもできるようなっておりますので、一応その山のいろいろな保安上の問題の判断というものは保安管理者におまかせしてあるわけでありまして、従って、あの場合も管理者は連絡を受けて、まあ自分の最善の方途を講じたものというふうに考えておりますが、まあ結果から見まして——その間の事情が十分に判明いたしておりませんが、割合に、火を発見してから、まあ少し時間がかかったような感じがいたしますので、一応各作業箇所から、ばらばらで

はありますけれども、二十四名の人が脱出したところを見ますと、もう少し徹底して連絡がとれたらまだほかの方も脱出できたんじゃないかというところは結果から一応判断はつきま

す。これはまあ豊州の場合も全く同じなのであります。そこで私どもも、今後この警報装置につきましましては、得る限り完備させたいという気持を持っておりまして、現在では警報装置を特に規則でうたっておりますのは、海底炭鉱の場合には、これは特に頭海水を持っておりまして、何かの工合で抜けた場合には、これは全員亡くなってしまうから、海底炭鉱のような場合には規則で警報による伝達装置というものは厳重に連絡がとれるように規則がされておるわけでありまして、一般の炭鉱につきましましては、普通電話で一応の連絡をやっておりますわけでありまして。しかし電話は御承知のように大がいの坑内話所とか、今のコンプレッサーだとか、そういったところに設置されておるところが中小では多いのでございまして、特に坑内事務所というものを各所に持って、電話設備がございまして、そこで一般のものは作業についておきますと、大体あまり急の場合には直接の連絡がとれない場合の方がむしろ多いのではないかと、うふうに考えておりますので、一応電話で連絡がとれるような態勢にはなっておりますけれども、警報装置として十分であったかどうかという点については、もちろん十分だとは思っておりませんけれども、ただいま申し上げましたように、特殊な炭鉱以外に規則ではつけておりませんが、今後特に危険を多く予想されるような炭鉱につきま

しては、部長の特に指導で、警報の連絡装置の完備できるような方法を今後講じて参りたい、かように考えております。

○吉田法晴君 保安管理者は採鉱課長、詳しく聞きませんでしたが、これもお見受けしたところ三十幾つか四十前後だと思つて、年令、それから学歴と、資格等はどうかということですか。

○政府委員(小岩井康朗君) その点まだ現在わかっておりません。もちろん現地では十分わかっておりますので、

○吉田法晴君 それから警報施設については、海底炭鉱の場合には海水が入ってくる云々という危険もあるから、その警報施設を命じておる、こういうお話ですが、これは本会議でも問題になりましたが、鉱山における危害防止に関する勧告というものを労働省の基準局長から通産省の鉱山保安局長あてに二へん出しておる。これは本会議で答弁されておるところですから大臣も覚えておられると思うのですが、労働省に人命を尊重するという意味で、生産行政にうつすべきあるいは生産行政の従となる危険性のある鉱山の人命問題、保安問題については、労働省に所管を移すべきではないかという議論に對して、そういう議論も前からござい

ますけれども、今のところはそういう勧告で労働省は人命尊重を通産省の担当者の鉱山保安局長に勧告をして、この二つの勧告の中に、昭和三十五年十一月二十五日、昨年の十一月二十五日、坑内災害特に水による大きな災害が頻発したので、「出水及びガス爆

発の災害防止に重点を置いて」云々というところで具体的に指摘がなされた、「ガス噴出」だとか、「地下水の温度上昇」、「陥没等」あるいは「盗掘、侵堀」等の行なわれた地域、そこで「出水指定の強化」あるいは「監視の強化」等をうたわれておりますが、8の「ガス爆発災害の防止に関する事項」として、「乙種炭坑における電気施設の防備化」、「可燃性ガス自動警報装置の使用の促進」に引き続いて「緊急時における対策に関する事項」として「警報装置又は電話装置の整備」、それから「緊急時におけるすみやかな連絡、合図及び退避の方法の周知徹底」それから「退避訓練」それからガスのあるところにおける「救護隊の設置」特にこれは「乙種炭坑における救護隊の設置」を具体的に書いてございまして、こういう勧告がなされたのですけれども、この勧告の精神に従って通産省でも検討をされ、あるいは訓練に入る、あるいは設備を強化することにいられておたならば、災害もこれは繰り返されなかつたのではないかと、う、私どもこれは疑問が起るわけでありまして、全然訓練はなされていなかったと判断する以外にない。あるいは電話はございまして、上の方のところに私の跡といいますが、私の跡に電話が一台、それから一番おろしの底のポンプ座に一台、しかもポンプ座の電話は、全然使われた形跡はございませぬ。そうすると、保安管理者の責任もすけれども、こういう最近頻発する鉱山の災害に、こういう勧告をしたその勧告の項目も取り上げられておらぬ、こういう感じがするのであります。これは本会議でも問題になったところですから、通産大臣から御答弁を願ひ、あとから局長に補足を願ひたいと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 勧告の趣旨は、各職場に通達してやらしておたわけでありまして、詳細は局長から……。

○政府委員(小岩井康朗君) 労働省の基準監督局長から私に参りました勧告の内容につきましましては、特にたゞいま問題になりました警報の關係につきましましては、勧告よりももうずっと以前に私どもも痛感いたしておる問題でありまして、特別な、先ほど申し上げました海底炭鉱のようなものはやっておりますけれども、中小には簡便であり金のかからなくてできるようなうまい連絡方法ということ、もうすでに数年前から担当者に研究を命じておたわけでありまして、ただ、その連絡方法が、簡単なベルか何かでいくのですと、これは非常に簡単にできるものであります。炭鉱の場合は、一方から、たとえば坑外から坑内の作業箇所

に連絡ができると同時に、各作業箇所からまた逆に坑外なりまた別の作業箇所

に連絡ができるような装置でなければ完全と言えないわけでありまして、それはどういふ理由かと申し上げますと、たとえばガスの突出なんかの場合、たとえ

と、ガスが濃厚のやつがどんだんほかのところへ流れて参ります。ところがほかのところはわからない。そこで、各作業場所からほかの関連を持った作業場所と連絡がとれないと、完全な警報装置にならないわけでございます。

従つて、坑外で考えるならば、簡単に、ベルを押ささえれば、ベルなり簡単なものでござりまする。ベルなり、坑外から坑内へ、坑内から坑内の各作業箇所間の連絡も自由にできる、こういうようなものを作るためには、簡単にできないのであります。そこで数年前からその研究をされておりました、大体目鼻がつきそうな状態にはなつておるのでありますが、これを今すぐ炭鉱に向けるというわけにも参りません。そこでそういう理想的なものはできるだけ早くはやりたいのであります。すぐできない関係で、ごく小さい炭鉱には、一方面的なものでいいから、一つ今後暫定的に必要とあるものについては監督部長に認定をさせまして、一斉待避のできる態勢だけは必要炭鉱についてはとりたい、かような考えであります。

それから訓練の点でありますけれども、訓練の点は、今わずかではありますけれども、災害の場合の退避訓練はガス、炭塵の爆発のおそれの多いところ、あるいは先ほど申し上げました海底炭鉱のごとき出水の非常に危険な濃厚な山、こういうような山については、訓練を規定してあるのであります。しかし一般炭鉱についての非常訓練というものは、保安に特に強い意識を持つておる炭鉱以外は、なかなかこれはやらないわけでありまして、そこで私も、災害ではありせんけれども、もう従前から救急法の訓練というものをやっております。災害が起るにましても、人が出たときに、これをまあ最も早く現場で処置をつけて、そして病院に運ぶ。これはまあ私もが、一番悩んでおりますのは、日本が死亡者が多いということでありまして、この死亡者というものは、重傷後死亡する数がかかり多いものですから、そういう訓練を徹底すれば、日本の炭鉱の死亡者というものの数が減るのではないかと、この点を見方から、最近非常にまことに点を重視しまして、救急法の訓練をいたしておるわけでありまして、これは過般は金属関係ではありましたが、各地方の者を中央に集めて訓練も、各地方の者を中央に集めて訓練をいたしまして、石炭関係はどうも金属ほど熱心になかなかいかないので苦心をしておりますが、各地区別にはそれぞれ訓練に入っております。その訓練の結果の協議もいたしております。これはもうできるだけ早急にこれを普及させまして、いづれ中央に全国から集めて、一つその技を競うというふうな方向にぜひ持参りしたい、こんなふうに考えております。

も、もう従前から救急法の訓練というものをやっております。災害が起るにましても、人が出たときに、これをまあ最も早く現場で処置をつけて、そして病院に運ぶ。これはまあ私もが、一番悩んでおりますのは、日本が死亡者が多いということでありまして、この死亡者というものは、重傷後死亡する数がかかり多いものですから、そういう訓練を徹底すれば、日本の炭鉱の死亡者というものの数が減るのではないかと、この点を見方から、最近非常にまことに点を重視しまして、救急法の訓練をいたしておるわけでありまして、これは過般は金属関係ではありましたが、各地方の者を中央に集めて訓練も、各地方の者を中央に集めて訓練をいたしまして、石炭関係はどうも金属ほど熱心になかなかいかないので苦心をしておりますが、各地区別にはそれぞれ訓練に入っております。その訓練の結果の協議もいたしております。これはもうできるだけ早急にこれを普及させまして、いづれ中央に全国から集めて、一つその技を競うというふうな方向にぜひ持参りしたい、こんなふうに考えております。

○吉田法晴君 ころしい、あるいは訓練についても炭鉱は金属ほど熱心ではないが、また地域的には救急法の訓練をやっております。こういうことですけれども、勧告があったにもかかわらず、勧告の前から考えておったけれども、実際にそれでは上清炭鉱で訓練がなされておったか、あるいは何らかの警報措置がなされておったかと、こういうことになるか何にもなされていなかった、これが現実じゃないか。大臣、本会議で答弁をされたところのものと、これは通産大臣であらうと、あるいは労働大臣であらうと、政府がこの問題について責任を追及されて、あるいは機構の改革まで議論をされて、これでやりたいという答弁をされた関係からいって、このやりたいという方針と、それから現実の大災害が起つた、あるいは災害を拡大した原因との間には大きな矛盾があります。現実との間には矛盾がございますが、いかがですか。

○吉田法晴君 ころしい、あるいは訓練についても炭鉱は金属ほど熱心ではないが、また地域的には救急法の訓練をやっております。こういうことですけれども、勧告があったにもかかわらず、勧告の前から考えておったけれども、実際にそれでは上清炭鉱で訓練がなされておったか、あるいは何らかの警報措置がなされておったかと、こういうことになるか何にもなされていなかった、これが現実じゃないか。大臣、本会議で答弁をされたところのものと、これは通産大臣であらうと、あるいは労働大臣であらうと、政府がこの問題について責任を追及されて、あるいは機構の改革まで議論をされて、これでやりたいという答弁をされた関係からいって、このやりたいという方針と、それから現実の大災害が起つた、あるいは災害を拡大した原因との間には大きな矛盾があります。現実との間には矛盾がございますが、いかがですか。

るいは労働大臣であらうと、政府がこの問題について責任を追及されて、あるいは機構の改革まで議論をされて、これでやりたいという答弁をされた関係からいって、このやりたいという方針と、それから現実の大災害が起つた、あるいは災害を拡大した原因との間には大きな矛盾があります。現実との間には矛盾がございますが、いかがですか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 機構改革の問題につきましては、やはりこの生産の問題と不可分に考えなければ、なかなかこれを可分的に二省の間に分けるといふことは事柄の性質上適當ではないという判断のもとに、労働省にこれを一本化しておらないのが現状でございます。まして、ただいまでも政府としてそういう考えをまだ持っております。御指摘の災害防止に万全を期するといふ点につきましては、御指摘のように十分に行き届いておらぬというものが何と申しましても残念ながら現実の姿でございますから、この点につきましては十分反省をして対策をさらに掘り下げて検討したい、かように考えております。

○吉田法晴君 この簡便な方法、あるいは坑外から坑内へ、坑内から坑外、あるいは坑内で各作業箇所と連絡ができる簡便な方法云々というふうなお話がございますが、実際にどういうふうにしておられるのですか。先ほどは職場に通達して云々というふうなお話がございますけれども、今実際にやっておりますこの施策としては、救急法を一部において訓練をしておる、あるいは地域的に訓練をしておるというだけ、問題の筑豊なり、あるいは筑豊に近い山なり中小炭鉱、そんなところで今後とにかく現地に参つてみて、こういう災害が再び発生しないという保証はない、こう言われておる実情の中で、気がついておつても、その研究をしておるということと、間に合いません。どういふことがなされておるのか。具体的にその方法を御説明願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 救急法の訓練は……

○吉田法晴君 そうじゃない、救急法じゃないですよ。

○政府委員(小岩井康朗君) 警報でございます。警報の点につきましては、特殊炭鉱以外は従来規則では別にうたつてございせんので、積極的にやっております。私どもの方で豊州炭鉱以来、連絡がもっと密にそれば罹災者を少なくして済むのではないかと、今後簡単なものであつてもぜひさせたいと、従来は主として電話連絡以外には、あとは人間の伝達でやっておりますので、特に施設といたつたものはございせん。大手炭鉱では普通の電話連絡のほかに特殊なおいのするもの、あるいは電灯の点滅、こういうものでやっております。が、中小炭鉱はいかんせん電灯の点滅もほんのおろし近辺でありまして、なかなかこれらサインがまだ十分にできておりませんから、これは電灯の点滅で知り得る範囲内の者は一斉退避に退避をさせたい。特に大きい炭鉱では電灯の点滅も当然ありますが、特殊な臭気のものを通風の風の中に入れますと、そして退避をさせるという方法も

けで、問題の筑豊なり、あるいは筑豊に近い山なり中小炭鉱、そんなところで今後とにかく現地に参つてみて、こういう災害が再び発生しないという保証はない、こう言われておる実情の中で、気がついておつても、その研究をしておるということと、間に合いません。どういふことがなされておるのか。具体的にその方法を御説明願ひたい。

とっております。しかし、中小炭鉱ではなかなか施設が十分に参りませんので、古洞その他の関係で入気から風を送りましても、それがほんとうに最前線に行くのはその何パーセントにかんが技術的にも風が十分に行きかねるという場合が多いのであります。そういうふうな炭鉱には臭気のものに相当多量に入れませんとなかなか現場には行かない。またその効果も十分にありませんので、現在とっておりますのは点滅でございます。電話線から先の連絡につきましては、一応簡便なものでも、豊州炭鉱で現在使っておりますようなベル・システムでもとる以外には当座はないのではないかと、こんなふうな考えをしております。

○吉田法晴君 警報関係の施設についても実際には電灯の点滅以外にないかと、それとなく全部に周知するほどの施設がない云々というお話ですが、これは法の欠陥ですか、それとも勧告がなされたけれども、実際に行なわれないというの、監督機構、あるいは監督官の欠陥ですか。あるいはおどかされたり云々ということも言われたようですが、そういう欠陥によるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) これは私どもの考えとしては、実情から来ている結果でありまして、今までそういう十分の必要性がなかったということだと思ひます。あらゆる炭鉱が全部作業箇所まで警報装置をつけるということとは、少し技術的には私は酷ではないかと、しかし、豊州炭鉱以来、連絡が

係しますが、救護隊の設置という点が
勧告の中にあるのですが、この上清炭

護隊のできますときに一つ問題がある
のでありますが、たとえば変災があり

うことで目下進めております。

○吉田法晴君 救援隊もなかった、救

がでなければ私どもは仕事満足に
いかぬという判定になるわけでござい

あるいは共同救護隊であろうと、万一の場合に救護隊がとにかく活動できる

ようにしておかなければ、この任務が果たされたといえないじゃないか。氣持があつても氣持だけで済みません。監督行政というものはそういうものじゃない。そういう点について、これは結果かもしれないけれども、それによつてきたところは私も除かなければならぬ。それについて原因をはつきりして、制度上の改正もしていかなければならぬけれども、しかし今度の場合に、何にも救護施設もなかった、あるいは救済、救援の手も向けられなかった、救済時間の後に素面に入り得るようになったときには七十一人全部死んでおつた、こういう事態からするならば、原因についてもですが、救護の訓練、施設については、山にもあるいは監督官庁にも欠陥があつたという点は明らかじゃありませんか、どうですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 今御指摘の通り、私も規則に定められた範囲内の最低限度しかやっていたいかなかったという点につきましては、十分今後反省したいと考えております。ただ労働省から受けました勧告につきましては、それそれ具体化の交渉は續けて参つておるのでありますが、解決がすみやかに参りません点、その他の事情があつて、すみやかにその勧告の内容が実施に移されていなかった点につきましては、今後早急にこの解決ができましように、話を進めて参りたいと考えています。

○吉田法晴君 労働省からは労働補償部長お出になつておるので、直接の担当者ではございませんが、今の救護隊の他山についての出勤の場合の取り扱いについて了解は得てあるということ

であります。また実現をしておられます。そのことが現に、それこそ何といひますか、担当者の間では相談をされておつたけれども、下の方でも異議があつて、問題があつて実現をしておらぬ。従つて今度の場合でも、私も現地に於いて、火事を消そうとする努力はなされたようだけれども、九十何名の坑内に入つておる人間を救援するためには、あるいは救援、退避、誘導して、その安全をはかるためには、努力が足らなかつたのではないかと、こういう質問をしますと、鉱業権者は、これは火災の原因は個人の責任であらうと、自分の鉱業権者としての責任は保安管理者の上の責任者としての責任の反省の言葉は聞くことができないで、そしてこう言われた。それは必死になつて下から出てくる人間の氣持と、外から救援をしてやらなきゃならぬ、何とかしなければならぬという氣持の違ひでしょう、こういう話です。上田さんの話は、そうすると、救護隊は来たけれども、危険なところに入るに於いては、やはりこの足を踏まれたという小岩井さんの先ほどの話からすると、救護隊の問題については解決をしなければならぬと思つておつたけれども、局長同士で話しておつたけれども、それは実現しなかつた。実現しなければ、まさかのときには他山から来ました救護隊も危険を冒して入るということには現実にはならぬ。その点は直接担当ではございませんけれども、労働省からお出になりましたが、今の救護隊の取り扱いについて、これは法の改正を要するならば改正をしなければならぬ、その点について

いかがでしょうか、御意見を承つておきます。

○説明員(村上彦利君) 救援隊の隊員が救援作業に従事しておりますときに負傷した、あるいは煙その他によつて中毒症状を起こしたというような場合に、そのいわゆる災害補償をどうするか、こういう問題でございますが、これは先生十分御承知の通り、それを労働者災害補償保険で見るとどうかという点に、問題が具体的に扱われておるようでございますが、労働保険は使用者の災害補償責任を基礎にして成り立つておる保険でございますので、救援隊とその隊員との関係がいかなる関係にあるか、つまり労働関係を前提にしております保険でございますので、これは単に運用とかそういう問題でなくして、労働者災害補償保険法のワキ内で行なえるかどうかという点につきましまして、そういう救援隊の性格なり、救援隊と隊員との関係あるいは救援隊の出勤を要請する者の立場といたつたような点につきまして十分な検討を加えなければならぬというふうな考へておるわけでありまして、まあ、具体的に申しますならば、災害の発生いたしました炭鉱におきまして、その労働者が、当該炭鉱における作業に従事するところの場合におきましては、当該事業におきまして、その業務の範囲に属しておりますけれども、他の鉱山から労働者が派遣せられた場合、その当該鉱山との間のいわゆる業務の関連関係につきましましては、その点が明確でないわけでありまして、一般的に申しまして、当該事業主の災害補償責任に属せしめるような根拠のない災害

につきましましては、当該使用者に災害補償を行なはしめるということとは、これは法律的にも不可能でございますので、かりに使用者の業務命令が明らかであつて、その業務命令に基づいて救援作業をした。業務命令が出ておりますから、賃金とか超過勤務手当も支払われるといったような関係が明確になされております場合には、いわゆる業務に基づくところの災害といたしまして労働補償の対象になる、こういうことになつて参るわけでございます。この関係は鉱山関係のみならず、一般の火災とかあるいは火災爆発といったような場合にも生じ得る問題でございますので、なお、理論的にも十分検討いたしたいと、かように考へる次第でございます。

○吉田法晴君 今の労働補償部長の説明を聞きますと、小岩井局長がさつき、基準局長との間に意思の統一を見て、実施の方向に努力中でありまして、こういうお話でありましたけれども、それはなつちやあらぬじゃありませんか。問題があるということ。それからこれは労働省との間に意思の統一をはかつて、今の労働部長の話ではありますませんが、業務命令をとるかどうにかかわらず、救援に行く場合には、自山の救援でなければ、他山の災害の救援に参ることは明らかであります。その救援に行った場合に心配をしなればならぬ。まさかのときにはとにかくだれが見てくれるかということがはつきりしないので救援に十分の活動を期待するわけにはいかぬと思う。通産大臣の御答弁を願ひたいが、鉱山保安局長は、労働省との間に意見の一致を見て実施のために努力中と言われるけれども、必ずしも今の答弁を聞くところではない。これについてどうせられるかはつきり一つ答弁して下さい。

○政府委員(小岩井康朗君) これは非常にこまかい問題でありまして、長年労働省とは実は交渉を續けてきた問題でありまして、今お話のように、簡単に参らない理由もあることは私も存じておるわけでありまして。いろいろ最近具體的にそういった事態にぶつかるものから、私最近——最近と申しませんが、もうちょっと前でありまして、基準局長に申し入れをしまして、こういう実際に大手の炭鉱から中小の救援隊に出る場合が、具體的にどんなに起こりますので、今お話のように、やはり何かこういった補償がはつきりきまつておきませんと、なかなか十分な活動をしにくいという点も十分に考へておりますので、私基準局長とお話ししたところ、まあ基準局長は、非常にかつていただきまして、まあ、これはもうもつともだから、これを実現するという方向で一つ検討いたしますというお話は承つておるわけでありまして。私も非常に喜んで同時に、労働省からもこの共同救援隊についての勧告をいただいておりますので、私も、この勧告を実現する上におきまして、ぜひこの話し合いをつけたという点で、基準局長と話し合ひをいたしたわけでありまして。基準局長は、ただいま申し上げましたように、何とか実現しよう、実現する方向で自分も検討させてみるから、もうしばらく、まあ待つてほしいということ、検討をしていただいているわけであり

ます。

ます。

ます。

長年の問題でありまして、むずかしい問題が中にあることは、私も十分に承知いたしておりますが、何とか実現できますように、一つ、特に労働省の方にも、さらに重ねて私どもの方から基準局長にも申し入れたいと、かように考えております。

○吉田法晴君 研究している、長年研究して、まだ実現するために努力をしようというところですけれども、そういうゆうちような答弁を聞いてすましているわけには参りません。あるいは労働基準法の中に明文をうたて、使用者が責任を負えるようにするか、あるいは救護隊法という法律を作つて十分な裏づけをするか、具体的な方法、ここでは指示をいたしません、が、早急に、とにかく具体案をもつて何日かまでに、とにかく御答弁をしていただきたい。

この次の機会までに具体的に打ち合わせをし、具体的な法律措置を講じて答弁がいただけるかどうか、念をおしておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 大事な問題でございますから、両者の間で、できるだけ早急に話を進めるようにいたします。

○吉田法晴君 その点は努力を願つて、次の機会には答弁のできるようにお願いをしておきます。

それから、これは災害のまあ原因ですが、上清炭鉱は中小炭鉱では上の部、少なくとも経営者の経理能力あるいは資産状況、この点は、これは新聞にもしばしば出ることでありますから、みんなよく知つております。それに山は、ああいう坑道から、主要坑道

から問題のような炭鉱、そうして昨年この買い上げ申請をへん決議しただけに、あがり山——そこで、合理化法の適用と関連をして、もう炭がなくなつたら——終わりに近づいたら、保安が何であろうと、坑道がどうなつておろうと、排気がどうなつておろうと、とにかく掘るだけ掘つて、あとは買い上げてもらへばいい、こういう空気が、あるいはこういう態勢になりがちなのは、これは当然であります。

そこで、こういう大災害の遠因に対しては、これを、再発を防ぐためにどうすればいいかということ、これは合理化法にも関連をして参ります。あるいは坑木費の節減、あるいは人件費の節減に、一番、とにかく手取り早い方法として、食いついてくる今の炭鉱の経営の仕方というものと関連をして参ります。合理化政策とも関連をして参りますが、この大災害の遠因について、これを根本的に除くためには、どうすればいいか考えておられますか、通産大臣、承りたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) 合理化の実施が、災害の遠因であるとは私は考へておりません。豊州においてしかり、上清炭鉱においても、まだ調査中でございますから、断言はいたしませんけれども、おそらく合理化とは関連はないものと考えます。合理化は合理化で進めていかなければならない。

ただし、中小炭鉱においては、経済力の弱さから、あるいは災害防止に關して、これを監視するといふような傾きがあるのではないわけでもない。そういう懸念もされるのでございます。でございますから、すでに他の機会において明らかにしたように、保安の教育

等については、十分さらに強化するとともに、保安施設については、保安融資をこの際考えまして、そうしてその面から保安上遺憾なきを期して参りたい、まあかように考えておるわけであります。

○吉田法晴君 現地にはあなた、行つておられぬから、豊州あるいは上清、その辺の空気がいいますか、あるいは常識ある人の言っていることについては、耳に達しておられぬと思ひますから、先ほど申し上げたのです。

終わりに近づいた山、この中小炭鉱の最終段階では、保安がどうなつておろうと、あるいは坑道がどうなつておろうと、掘るだけ掘つて、そうしてあるだけのものを、かすり取つてかき集めておけば、それで金になる。あとはどうなろうと、結局買い上げてくれるのだからと、こういう空気が大災害を起こしている原因ではないか。これは皆がそう言つております。炭鉱の実態を見ながら、あるいは炭鉱の空気を

見ながら、あるいは人命を懸する空気をしながら、そう言っているのです。そうすると、あなたは経済力の弱さから保安監視がくる云々と言われますけれども、上田さんがとにかくどれだけの所得を取っているのか、あるいはどういふ生活をしておられるのか、あるいはどういふ経済的な能力を持っておられるのか、これは私が言うまでもありません。上田さんは経済力が弱いといふことは、これは常識的に考へて言われません。問題は、終わりに近づいた山を買い上げてやるからといふことで、まあ乱掘をするといふのですか、保安あるいは坑道の問題、保安施設

の問題は問題でなく、とにかく掘り上げて、あとは買い上げてくれるのだというところが、大災害を起こしているのだと、私はその通りだと思ふのですが、それを否定なさいますか。そういう合理化法の適用、あるいはこれは筑豊全体が終りに近づいておられますが、その盛りを越えた、峠を越えた中小炭鉱、あるいは炭鉱全般についてもそうですが、そういう炭鉱の実態に対して融資をしようとして、おそろくこれは局長——石炭局長もおられますが、両局長に聞いて、ああいう買い上げを申請しようというふうな炭鉱で融資を申請するところ、おそろく出てこぬだらうと思ふ。それでも出てこぬらうと思ひますか。そういうとにかくほんと

の原因に対して、どうしてこの再発を防止しようとするのか。保安融資では対策になりません。実際にそれは行つてみて、皆そう言う。いかがですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) その危険が非常にあるのです。それで買い上げの制約も同時にありまして、残鉱量が五年未満であれば、買い上げの対象にならない。この残鉱量五年未満というふうな山が御指摘の通り、非常に問題をばらむ危険性がある。五年以上であれば、これも買い上げて買いつぶしがきくわけでありまして、五年未満の残鉱量であれば、これはどうにもしようがない。どうせこれは買い上げてももらえぬ、掘るだけ掘つて、できるだけ出すものは出さぬで、取るものは取つていこうと、こういうふうな考へ方ですと、これはもう大問題になるのでありまして、この点を一休、どういふふうな措置するか。問題は、

買い上げの制限をもう少し考え直すか、あるいはまた、それはそれとして、従来通りの規則を守つて、そうして最後に、その山の炭を引つき集めるといふような現状に対して、きびしい監督規定を適用するかという二つしかない、当人が非常に心持ちが直つて、そうしてみずから自粛するならば、これは別問題であります。そうでない限りは、まあ二つの方法しか考えられないのであります。

それで、これらの点につきまして、これはただ監督規定が存在するかと言つて、これを簡単に強行するといふわけにも参りません。それそれ準備態勢を整える必要もありますので、それらの点につきましては、今回の災害を機会に、関係省との間で産業災害対策連絡会議なるものを作つたわけでありまして、こういふような点につきまして、もっと掘り下げて、しかも

じんとした研究に時を過すというのでなしに、ほんとうに具体的な結論を得たい、こう考えておるわけでございます。

○吉田法晴君 局長にも関連して聞きますが、保安融資をしたいという、まあこれは閣議ですか、決定があつたのですが、今問題にしているような、終わりに近づいた炭鉱が保安融資を受けると考えられますか。

○政府委員(今井博君) これは条件にもよると思ひます。非常に低利あるいは長期の融資という場合には、われわれとしては、これは一方において、やはりこの保安法の厳重な適用と、保安法というものを十分に活用するといふものの前提がないと、そういう前提があつて、しかも保安設備を強化し

いう場合、政府としても、これだけ援助するのだという格好でやはり指導していく場合においては、これは保安設備の強化というものは、やってみなければわからぬ点もございしますが、私は相当効果を發揮すると、こう考えます。

○吉田法晴君 保安設備の強化をすれば援助すると、援助するということがなればそれは援助を受けるでしょう。しかし融資をするということと金を借りる、保安設備を強化するから金を貸してくれ、これは勧奨されても、終わりに近づいた山が、これは借りるはずはないじゃないかということをし申し上げておる。そこで、これはもういいです、あなたの答弁は……。実際に考えてみて、援助ならば受けまされども、実際に終わりに近づいた山が、あと半年もない、こういう山が、上清なら上清の場合にしても、あと掘り続けていくなら別問題です。しかし昨年のように、一応自分の鉱区は掘ってしまつた、あるいは三井の鉱区に入るか入らぬかという段階に、合理化法の適用を一応考えて申請をした、そういう段階に、保安設備を強化すれば金を貸してやろう、こう言っても金を借りるはずはない、ですから通産大臣は、閣議の決定もあるから、保安融資ということも言われたのだけれども、今の局長の答弁のように、保安設備を強化するなら援助をしてやろう、こういうことなら援助を受けるでしょう。実現の可能性もあると思うのですが、これは局長にも意見を承りたいが、融資を決定されたが、その具体的点は、あるいは施設の強化その他については、あるいは訓練等についても、産業災害連絡

○國務大臣(椎名悦三郎君) 援助であるから、補助金をもらうというふうにお考えのようでしたが、局長の言うのは、つまり融資にもいろいろよりけりで、低利融資といったようなことは一つの援助である。こういう意味で申し上げたようでありまして、ただいまのところは、この保安施設に対して補助金を云々というところまでは考えておりません。

でありますから、もうあと一年もたてば、炭がなくなるといふような場合でもしかし保安施設に非常に多額の金がかかるというなら別問題だけれどもどうも鉄板を張るとか、何かそういうような程度のものであれば、あと一年掘る掘らぬのところへきている場合に、単独では融資はできないけれども、政府の口ききで低利のものが借りられるというなら、やはりそこに、私はそれだけの利益を感ずるのではないかと考えます。

○吉田法晴君 ただ融資と聞きますと、先ほどのように、筑豊全体あるいは筑豊だけでなく、佐賀、長崎あるいは、貸してやるぞというだけでは、実際に貸しなかなかりぬえという、あるいは実現をしないということになりますので、この融資の方法、低利もあればあるいは貸与もあると、こういうお話ですが、それは今までのような考え方、あるいはやり方でない、やり方も、とにかく実現をし得るようによりを願いたい。

ですが、漁業に出ます船に、無電設備がない、あるいはラジオもないということ設備を勧奨したことがありますが、この無電設備を勧奨するとき、全額ではなかったと思いますけれども、援助をした例がございします。これは言われるような融資一本ということではなかったと思います。問題は、人命の問題でございしますし、それから大災害も再発させないために、具体的に保安施設を完備しよう、こういうことですから、その精神が実現するように、具体的な方法について検討をお願いしたいということをお願いしておきます。

なお、上清炭鉱においても、あるいは豊州においても、保安要員を合理化のために減らしたことはない、こういう答弁を本会議で通産大臣はなさいましたが、実際に行ってみると、二つのコンプレッサー、百馬力と五十馬力のコンプレッサー一座に一人の六十に近い、五十九と書いてあるものもあるし、六十と書いてあるものもありますが、一人ついておったと思うのですが、こういうことで保安の体制が十分であると考えられるかどうか。それから合理化、コスト・ダウンで、千二百円をコスト・ダウンするときに、まずくするのは人件費、それから超勤を切り捨てる、あるいは上清炭鉱を見たのです、小さい坑道の坑木、支柱は必ずしも十分ではない、少なくとも、規格は谷監督官が指摘をしたように狭い、規格通りではないということがまあ明らかですが、それにかかわらず、人件費については、坑木費の削減ということ、坑木費を削減しようとする。これが実施。これに対してはどういう対策を

持っておるか、大臣が石炭局長から一つ御答弁いただきたい。

○政府委員(今井博君) 合理化を促進するという問題と、まあ保安との関連の問題でございしますが、まあ合理化を促進する場合、やはり企業としては、保安を手を抜くというふうなことがあつて、あるいはないかということ、われわれも想像がございしますし、実際に、そういう例があるように聞いております。

しかし、これはやはり保安というものを、今後優先的に考えて、保安の方を、生産と保安は、まあ両輪といいますが、保安を優先的に考えていくという考え方で、鉱山保安法というものをやはり十分に活用して、保安設備というものが十分でないところについては、従来以上に、強度のまあ監督をやっていくということは私は必要であると思ひます。それがやはり、それは生産の方に、若干関係あるものかもしれないが、これはやはりやむを得ないことだと思ひます。この点は鉱山保安局と、今そういう観点から、一つ十分まあ連絡をとってやっていきたいと思ひます。

その結果、一体、現在の合理化がどうなるのだ、こういう問題が出てくると思ひますが、私は、これはまあ中小炭鉱につきましても、まあ先ほどから大臣の御答弁にありましたように、やはりそれ相応に国が、先ほどまあ融資の問題、あるいは援助の問題等もございしますが、とにかく、中小炭鉱については、国がやはり相当援助しながら、この保安というものを強化していくということが、やはり必要だと思ひます。しかし、全体のやはり大企業も含

○吉田法晴君 大臣

こと、あるいは坑木費の節減というこ

そこで、合理化政策の推進というも

それから最後に、但

ぬ。担当の山を全部回っておると、二

それで、予算は十分とはおそらく言

ずるところです。

がをして、あるいは指一本なくなつ

今日まで出たり出なかつたりしておる

ついても不安がなければ、もつと言え

では問題の根絶はできませんよ、これ

伺いをしたいと思います。

をはかりたいと考えております。

なつて参るんですが、今の取り扱い、

問題点は今指摘した通り、これに関連して現行を御説明願いたい。

○説明員(小西宏君) 国家公務員の災害補償制度におきましては、公務に基因をいたしまして職員が災害を受けた場合には補償をするという定めになっております。鉱山保安監督局の職員が検査に参りまして、そして、そこで災害を受けたといたしますと、その職員の行為が、公務に基づいて行なわれていて、その遂行中に災害を受けたということになれば、当然その補償の対象になるわけでございます。

その補償の種類といたしましては、ただいま国家公務員災害補償法におきましては、療養補償、それから休業補償、障害補償、遺族補償の四種類がございます。けがをいたしました場合には、そのけがの治療をいたしますための療養が国の負担で行なわれるわけでありまして、休業補償は、これは常勤職員の場合には普通は適用の対象にはほとんどならないのでございます。そのけがの結果障害を残したといたしますと、その結果、その障害の程度に応じて障害補償が出るのでございます。障害補償は、現在年金と一時金等からなっております。障害等級十四等級区分のうち、一級から三級までに該当すれば年金、四級から十四級までは一時金、こういう定めになっております。さらに死亡した場合には遺族に対して遺族補償が出る、千日分の遺族補償が出る、こういう姿になっております。

○吉田法晴君 そうしますと、大體規定の仕方は、たとえば遺族補償の千日分というように、あるいは障害補償の一級から三級、四級から十四級とい

たような、区分の仕方も、障害の程度は、労災と同じだということですね。

○説明員(小西宏君) 労災と同じでございます。災害補償では、労災法とパランスをとって運用するということになっております。その等級区分の分け方等も、労災保険とほとんど同様でございます。

○吉田法晴君 これはどちらですか。この入坑手当、危険手当とかいうのも、これはやはり人事院の所管ですか。

○説明員(小西宏君) ただいまの御質問の点は、これは給与局の所管になっております。災害補償は、職員局の所管になっております関係上、所管が違いますので、ちょっと私からお答え申し上げますかね。

○吉田法晴君 そうしますと、これは担当じゃない部分もあるようですが、鉱山保安局長に今の点お伺いしたいと思ひますが、これは入坑手当やあるいは危険手当や、それからそういうものは、平生の給与——それにも新聞で報ぜられたように、やはり問題がある。それから身分保障あるいは待遇等についても、もっと考えなければならぬ面があるように思ふのですが、現行と、それから所管をされた局長として、問題点と、それからこういうようにしても、それからという希望と申しますか、ありましたらお伺いしたいと思います。

○政府委員(小岩井康朝君) 監督官の入坑手当あるいは危険手当と申しますか、そういう特別給与につきましては、人事院の方と交渉いたしてゐるのではありませんか、まあ金額、私どもにとつてはもう少し十分だと思つておりませんけれども、まず、まあほかの点とパランスをとりまして、人事院の

一応決定いたしましたのが、入坑手当が一時八円、災害などの調査のため

のときには、まあ三倍の二十四円と、こういうふうになっておるのでありますが、これはもう、私どもにどうかという御質問ですと、もともとといたさんいいたきたいのであります。しかし、まあいんなんほかの関係もありまして、そうまあ鉱山だけ無謀に多くということは言えないわけでありまして、これも、従来のものよりも、もつとはるかに一つ増額していただきたいという気持は、私ども十分持つておるつもりでございます。

○吉田法晴君 入坑手当あるいは危険手当一時八円、あるいは災害の場合の何といひますか、今度の場合は火災あるいは水害、爆発というときに坑内に入らなければならぬときは、まあ三倍だけれども一時二十四円、こういうことで、これは十分監督官の任務を遂行せし、あえて危険に入れないというわけにはやはり参らんかと思ひますが、身分保障あるいは給与の点について、裁判官と同じように、ときには脅迫があり、あるいはいんなんほかに責任を問われるようなことがあるに對して、十分任務が遂行できるように身分保障、あるいは待遇の点について考へてやらなければならぬと思ひますが、大臣の、これは他省にも関係しますが、人事院にも関係することですが、一つ災害防止のために、こういう大災害を頻発させないために、監督体制を完備するために監督官の処遇について根本的に再検討し、改善をする御決意であるかどうか、一つ。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ほかの振り合いもございしますので、十分にその点は配慮しつつ、監督体制の強化に努めたいと思つております。

○吉田法晴君 人事院の厚生課長に伺ひますが、内臓の器官の故障等は、これは労災と全く同じだということ、その今の規定では十分まかなえないということがあつたのではないかと。実情は、ガス爆発があつて現場に参りましたところ、あとに再発をいたしましたガスのために内臓をやられた。一年以上二年近くになると思ふのですが、なおおらふらしてゐると、こういうことですが、そういうものについては、目に見える障害がない云々ということでもうにもし

ておりますが、そういう実情だと聞いておられますが、そういうことですか。

○説明員(小西宏君) ただいまおあげになりました事案につきましては、私具体的に承知しておらないわけでございますが、一般的に申し上げますと、内臓の疾患についてもその災害に基因して障害を残した場合には、その程度によりまして補償ができるようにこの災害補償の対象の身体障害の種類の中にはあつておるわけでございます。

ただしお尋ねのその事案の実態が、どういふことと申しますか、わかりませんが、すでに本人が前から病氣を持つておりましたで、それが増悪したという場合には、公務上と私傷病との関係、この辺の判断が非常にむづかしいわけと申します。その辺の判断によりまして、それを公務上の災害と結びつけるかどうかという問題になつてくるかと思ひます。

○吉田法晴君 これは監督官だけでなくて、あるいは労働者について言へば、基準局等にも関係があります。こ

うした災害を防止するために、あるいは大事故を起こさないために人命保護のために從事せられる行政官について、これは再検討する必要があると思ふのですが、労災の問題、あるいは待遇の問題、あるいは身分保障の問題、あるいは給与の問題等について、大臣は概括的に再検討をしたい、努力をしたい、こういうことですが、これは関係者の間で、一つ機関を設けて協議をして具体案を作つてもらいたい、その具体案を次の機会に私承りたいと思ふのですが、大臣として、先ほどの言明から協議立案を、改善の立案を具体的な協議をされる用意があるかどうか承りたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) できるだけ早く、この連絡協議会において研究いたしまして成案を得たいと思つております。

○吉田法晴君 労災補償部長にお尋ねしたいのですが、本会議で阿具根君から七十一名の罹災者については、その遺族補償の総額が五十万円か六十万円だろ、こういうお話がありました。これを聞いて同僚議員がすぐに感想を漏らしたことで、五十万円六十万円が六十万円七十万円になろうと、これは半年ぐらゐしかなかったけれども、遺族が生活をするとしても、半年かそれらの生活費にしかならぬじゃないか、こういう感想が漏らされた。これは当然の感想だと思ふのです。その後六十日分を支給するとしても最高が、これは上清炭鉱の場合に八十万円になるかならぬくらいだと思ひます。

そうすると、遺族補償について、これだけのとにかく大災害、しかも施設の欠陥もあり、あるいは救援の態勢につい

ても不十分で、これだけの犠牲が出た。遺族が一酸化炭素あるいは煙の中で苦しめられたらという、この感想を述べておられますが、こうした事態によって起こった災害に対して、一千日分というところで妥当であるかどうかという点は直ぐに問題になってくると思いますが、再検討をする用意があるかどうか。

それから鉱山保安監督官について、ぜひ聞いたのですが、具体案は後ほど出していただくとして、関係者として、監督行政に従事するものとして、どういふように考えられますか、あとで保安監督局長にも意見を承りたいと思う。

○説明員(村上茂利君) ただいまの御指摘は遺族補償千日分、すなわち労働者の平均賃金の千日分が遺族補償として支払われるわけでございますが、上清炭鉱の場合につきましては、これは個々の労働者ごとに賃金が違いますが、多い人もありますれば、少ない人もあるわけでございますが、平均大体六十五万円程度ではなからうかというふうに私も推定をいたしておるわけでございます。これは吉田先生御存じの通りでございますが、労災保険で平均賃金の千日分の遺族補償を支給するわけでございますが、これは労働基準法の災害補償個々の使用者の補償責任におけるところの災害補償の遺族補償の額と全く同額になっておるわけでございます。従いまして、この千日分が適当であるかどうかという問題点を検討する場合には、基準法上の使用者の災害補償責任が現在の程度で足りるかどうかという問題と関連してくるわけであります。その点につきまして

は現在の基準法上の災害補償責任が、いわゆる無過失責任という考え方に立脚してできているわけでございます。そういう無過失責任の理論との関連におきまして、いろいろむずかしい問題があるわけでございます。

従いまして、直ちにその千日分が適当であるか、あるいは不適当であるかということにつきましては、いろいろむずかしい問題があるかと私は考えております。ただ労働基準法上の制度は、いわゆる労働基準の最低基準を定めたものでございまして、これはどの使用者にも共通して守っていただきたい最低基準でございまして、それ以上のものにつきましては、どのような形の補償を上積みするかという点につきましては、労使の団体交渉その他にゆだねられておるものでありまして、現に基準法で定めるところの災害補償額以上に、労働協約などによりまして、上回った補償を受けているという例もあるわけでございます。

従いまして、その最低基準という意味における災害補償を、遺族補償に引きまして千日分を直ちに引き上げるかどうかという点につきましては、なお慎重に検討を必要とする、かように考えているわけでございます。

○政府委員(小岩井康男君) 労災の關係につきましては、私も直接関係はございませんけれども、労働者が被災しましたときに、私もいつも痛感しますのは、大手の炭鉱では、まあ百数十万円、百万円をこえる場合が大体普通なものであります。百二十万円、百三十万円と、かなり多額の金をもらいますけれども、中小では、豊州が六十三万円平均と聞いておりますし、ただ

いまの上清でも六十万円前後と聞いておりますが、まだまだ少ない実例も聞いております。

そういうふうな特に中小の労働補償については、大手と比べまして賃金が安い関係で、賃金ベースで計算いたしますと、そういう結果になると思いたしますが、中小の労働補償については、私どもの希望としては、大手と同じように、もう少し十分引き上げてもいいものではないかと私は持っております。

○吉田法晴君 村上補償部長からは建前だけをお話になり、その千日分、それが最低であるということ、労働基準法に規定してあるということは、私は聞いておりますし、知っております。ですから、そういうことをお尋ねしては、いいのじゃないのです。千日分を幾らになるかという実例をあげて、本会議でも問題になったときに、六十万円やそこらで、とにかく半年そこらしか生活できないじゃないか、これがとにかく端的な、これは国民の代表——あるいは国民の感情ですから、労働基準の千日分というのも再検討すべきであるが、こういう災害の場合に、小岩井さんが今いわれるような、六十万円やそこらでは、やはり不十分ではないかというところは、問題になっておる以上、やはり真剣に考えなければならぬ問題じゃないか。あるいはそれ以上のものについては、労使の団体交渉云々というところですけれども、それは労働者の立場としてはいささか冷たい。しゃくし定木な話じゃないかと私思うのです。実際に大災害あるいは多少施設者、開設者について責任のある場合については、労働基準法あるいは労災法

にきめられているもの以上のものが支給されているのが実情。ところがそれが、いわば鉱業権者なり経営者の温情にとかくまかせられている、あるいははすがっているというような実情。端的に会社としても、天下に聞こえた上田のことだから、できるだけ上げてやっ下さいというのを申し上げ、あるいは残された家族、これは七十一名の、学校に行っている子供だけでも、中小学校で百八十名もある。この大家族をかかえて、これからどうしようか。筑豊の実情の中で、おそらくその生活の前途については、不安があるでしょうが、その今後の生活についても十分考えてもらいたい。あるいは炭鉱で使うなり、あるいはあつと世話をするなり、最善のことをして下さいといったが、そういう問題は、あげてその国の責任だとか何とかいふことじゃない、経営者の温情にまかされていく。そういう中で六十万円は、これは少ないのでございまして、それ以上は、それで鉱業権者の善意に待ちまして、これで済みますか、労働者として、われわれとしても、六十万円そこそこ切られて気の毒だと思ふ。それでは、半年ぐらいいし生活がでないから、これから家族をかかえて、どうなるかというのを考えるから、そういう点について再検討し、あるいは千日分についても検討しなければならぬが、千日分以上のあれについては、これは法上考えられないか、こういうことをお尋ねをしておるわけです。千日分を含み、再検討をして、災害にあつた遺族の生活をもう少し補償するように、労働者として検討をし、努力をする気持がありますかどうか承りたい。

○説明員(村上茂利君) 六十五万円程度のお金で、遺族が今後生活しなければならぬ、非常に気の毒じゃないかという点につきましては、私も全くさうに存じます。

ただ問題は、現行制度における災害補償制度を改定し、さらに増額をすべきかどうかという点になりますと、それは二つのファクターがあるわけでございまして、一つは平均賃金の問題でございます。賃金が一般的に低ければ、かりに日数を相当増加いたしましても、補償額の実額は上がらぬのであります。そういう意味合いにおきまして、平均賃金の実額が、どのような形で今後上昇していくかという、こういうことが、今後の一つのファクターではなからうかと思ひます。

それからいま一つは、今の千日分が適当であるかどうかということでございまして。この点につきましては、いろいろこれは御議論もあることと存じますけれども、一応数十年にわたりますところの災害補償の建前から見まして、現在の遺族補償制度が、一時金として成り立っているわけでございまして、これを別な角度で、どのように扱ったらいいかと、こういう点になりまして、これは私が個人的意見を述べさせていただきますけれども、事柄がはなはだ重大でございまして、私の立場からは、これをどう改正すべきかということについて申し上げることは、差し控えておきたい、かように考える次第でございまして。

○吉田法晴君 まあ局長として、現行の法律を実施しているだけの立場からいえば、そうかしれません。しかし労働者として、こういう問題について

出てこれたんですから、労働省を相手にしてお話をするには、あなた以外にないから、そういうことを申し上げたのですが、あるいは同僚議員とか世論が端的に申しますように、六十万円やそこらでは、ほんとうに気の毒じゃないか、これから半年も生活ができるかできないかわからないじゃないか、あるいは現地でいうと、これから大ぜいの家族が、どうして生活をしていくだろうか。その生活の問題については、ただ温情にすぎただけでなくて、あるいは政府として、あるいは政治としてどうしなければならぬかという課題が投げかけられておるから、平均賃金の問題も、あるいは千日分の問題も、一時金でいいか、あるいは年金にすべきか、あるいは生活の保障、国が就職あっせんをするというか、あるいは特別甲斐金について、事業主だけにまかせるだけでなくて、労働省からも勧告をするかという点も考えて、この残された遺族について、もっととにかく考えるべきじゃないか、こういう問題を投げかけたわけです。はなはだ木で鼻をくくったような態度でしたけれども、強い要望をして御検討をお願いしたいと思ひます。

それから最後に、この問題について大臣と局長とに伺いたのですが、こういう大災害は、私は最近の合理化政策、その合理化政策が炭鉱に現れた場合に、労務費あるいは坑木費、保安費等を犠牲にして、大災害の原因をなしてゐる。あるいは炭鉱の中における、特に中小炭鉱の中における人命尊重の精神の足りなさが、この大災害を頻発させておる原因になっておる点からいって、われわれはわれわれで報告

を取りまとめ、あるいは院においても決議をしたいと考えておりますけれども、政府として、総合的に、これから研究していくというだけでなしに、あるいは保安融資をするということだけでなしに、過失に対しては、これはやはり十分責任を問うて、鉱業権の停止命令等々も考慮するということですが、これは結果からみて、とにかくこれだけの災害を頻発させる鉱業権者等については、鉱業権の取り消し、あるいはそれが何であるかは知らんけれども、やはり経営上の責任を問う、こういうことをしなければ、これは災害の頻発を防ぐわけには参らぬのじゃないだろうか。それから政府の全体の責任として、こういう災害頻発のために抜本的な対策を立てる、あるいは鉱業法の全面的な改正もですが、ことに合理化法なり、鉱業法なりも再検討し、修正すべきところは修正しなければならぬと思ひますが、私どもも、具体的に検討して案を立てていきたいと思ひますが、政府として、どういふふうにかえられるか。最後に伺ひたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) 先ほど申し上げましたが、合理化問題が原因であるとは私は考えません。ただ、合理化の方法によって、根本の問題じゃなくて、合理化——いわゆる三年の後に千二百円なら千二百円の炭価引き下げを考えると、その考え方がかんによつては、とかくこちらの方に心持を奪われて、そうして保安管理の方を怠るというふうな懸念もなくなはないのでありますから、そういうことのないように、十分に指導をして参りますと同時に、この災害防止に関しま

しては、先ほど来、だんだんと御質問に對しましてお答え申し上げた通り、各般の施策を、この際、いわゆる転禍為福と申しますか、この機会において検討を進めて、すみやかに結論を得るようになりたい、こう考えております。

○吉田法晴君 責任は、はっきりさせたいという御答弁であつたと了承いたします。

以上で、上清炭鉱の問題については、一応時間も経過しますし、質問を他日に譲りたいと思ひます。

理人が上京されたり、あるいは昨日であります、前から言つてあつた通産省からの連絡で、上田清次郎氏が上京しておられる。それは、通産局が呼びになつて、もし遺体の救出作業が続けられないとすれば、遺族補償について特に考えてくれるだろうか、そういう意見を聞きながら、遺体の救出の中止あるいは善後策を協議するために呼びになつたようです。通産大臣は、あの本会議の席上、横におられましたが、総理大臣が遺体の救出については最善を尽くしたいと言われた方針は、まさか、この通産大臣は知らぬ、そういう気持はなかつた、通産大臣として、別なことを考えておつた、ということではなからうと思ふのですが、この経緯と、それから総理から遺体救出については最善を尽くしたいという言明を、どういふ工合に今後やっていかれる、あるいはあの災害の原因が、陥落の原因が、あるいは入水の原因等が、盗掘その他にもよるから、鉱業権者に責任を負わせようとするならば、国で責任をもつて遺体の救出に最善を尽くすという方針を立てておるのか。総理大臣の言明があつたから、おそらくその方向で協議をされておると思ふのですが、総理が示された政府の方針と、その後通産大臣のやつておる方針と、まるで裏腹——逆の方向のように思ふのですが、通産大臣、御答弁をお願いします。

○国務大臣(権名悦三郎君) 遺体の収容については、最善を尽くすという根本のねらいは変わっておりません。ただ、具体的な問題といたしましては、遺体収容のために、もっと掘り下げていかなければならぬ。ところが、どうも危険な状態であるから、われわ

れは、この作業に従事することはできないといつて労働者が協力を拒んでおる。こういう状況でございますので、このまま放置しては、いつまでも解決しない、こういうことで、根本的に、これは調査をする必要がある。はたして労働者が協力を峻拒しておるようなことが正当であるかどうかという点につつまして、専門家をお願いして、現地調査団を派遣したことは御承知の通りであります。いろいろ各角度から調査をして先般帰つて参りました、その報告を受けております。この報告については今ここで申し上げませんが、はたしてこの報告通りに従つて、この方向に沿うて措置すべきかどうかという点について、慎重にこれは検討する必要がある。そういう段階に立つてゐるわけでありませう。

そこで、その慎重考究する一つの方法として、上田清次郎氏の東京を促して、先般私は、時間がございますんで、予算委員会も始まる少し前、わずかの時間、上田氏に会いまして、そして私は大体の報告を聞いて、あとは担当の局長におまかせをして別れたわけでありましたが、そういう状況でございます。

それで、東京を促したその後においてまた上清炭鉱の災害が起こつた、こういうことで、その問題についても、話がそれまして、決して今、政府の遺体収容の方針、その方針を見切りをつけたというふうな段階ではございせん。結論を慎重に出したい、かように考えておる状況であります。

○吉田法晴君 豊州炭鉱の大災害が起つた、そして、その原因はどうか、あるいは遺体の救出に最善を尽くすべ

きだといふことできておられる、半年を出でずして、同じ会社、同じ経営者——これは直接責任者は違ひますけれども、しかし上田さんの一門がやっておるものじゃないか。同じ系統の会社で、再びとかく七十一名を犠牲にする大災害が起つた。ですから、その原因と責任を追及しているときに、豊州炭鉱の遺体の救出については最善を尽くしますと、本会議で総理が言われたのです。しかもそのときには通産大臣は、その総理の言明に従つて遺体救出のために最善の努力をするのではなくて、もうあきらめようかという話を、上田氏を呼んでとにかくしようという。これは関係者あるいはその遺族にしても、泣いて衆議院の調査団に食つてかかっており、取り消さざるを得なかつたと新聞は報じております。

新聞関係の連中にしても、報道関係の諸君にしても、この最中に、遺体をもうあきらめようという動きがあるのか、こういふ、私どもにも聞いて参りました。災害についても、人命を軽んずる空気があるから、大災害が頻発をする。遺体についても、最善の努力をしない。あるいは困といふことも、一緒になつて人道上の問題、人命の問題だから、その防止のために最善を尽くす、万が一の場合には、それが心配のないようにと、国民の一人々々について——これは監督機関も、そういう点についての十分の考へがない。一人々々の命は、地球より重いという考へが、政府自身にもない。通産省自身にもないから、そういう問題が起つてくるのです。少なくとも、とにかく総理の言明があつたら、国も協力をし、通産省としては、県を通じあるいは建設省を通じて、あの陥落地における作業、工事とか、あるいは燃えておる石炭をとる作業等はやつておられるようだけれども、あの総理の言明のあとに、本腰で遺体を上げる努力をした形跡というものは、予算を計上し、あるいは大臣も責任を感じて遺体救出のために努力をする。どうしてもいかにぬという場合には話し合いに入られて、どうしたらよいかという話し合いをされるならば別問題だ。遺体救出に全力をあげたといふ総理が言つた。その裏ではあなたたちは、その豊州の遺体救出については、やめる相談をしておられる。はっきりとにかく総理大臣の方針に反する。通産大臣の責任問題ですよ、これは。

では、どういふ工合に遺体の救出をしようとしておられるのか。あるいは消防委員会は、消火できる、消火ができるならば、とにかく具体的にあせよ、こうせよと、この消火をすることができるといふ、方針だけじゃなしに、具体的にやってみなさい。あるいは現場に行つた議員の諸君にも、それではとにかく中へ入つてもらいたい、こういうことまで言つておる。それは予算の審議もありましよう。予算の審議もあつて、遺体の救出に最善を尽くすという態度ではない。具体的にどういふ工合に、遺体の救出に最善を尽くされようとしておられるか。予算措置あるいは具体的な方法を、一つ承りたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) 先ほど申し上げました通り、とにかく遺体の収容については、これは作業をしなればならない、その作業を労働者が危険であるからといって、これを拒絶して

いる、そういうことでは、一寸も事が進みませんので、それでとにかく權威ある調査団を編成して、現地について調査をしたわけでございます。その調査の結果が出て参りまして、その調査の結果は、きわめて悲観すべき結論でございます。それではたし、この調査の結果をどういふふうにか考へたらよいのかというのを検討している、こういう状況でございます。そのために上田氏の東京を促して、その状況を聞いたわけです。決して遺体収容に不熱心である、総理が言明している裏から反対の行動をとっているというようなことは全然ございせん。

○吉田法晴君 私は、人命は一人といへども地球よりも重いという觀念が、経営者にもないけれども、通産省自身にもないのが、災害の原因でもあるし、あるいは遺体の救出問題についても、それが現われているのじゃないかと思ふ。そういうことは、口では大災害の防止に最善を尽くしたいと言われても、これはなかなか容易ではない。言うべくして実際は実現しないと考え。予算の審議もありましようけれど、政府の方針として言明したものは、予算の裏づけをし、それから通産省として最善を尽くして、そうして、そのうちに云々というならば別問題である、それだけのことをやられておらない。これは東長崎の場合、当時の通産大臣であつた高橋さんも行かれましたが、しかし権名通産大臣の場合、それだけの決意もない、態勢もない、ただ呼んで聞くだけ、これは上田さんの意向は、呼んで聞かなくてもわかつておる、あと遺族の意見を聞かれ

たり、あるいは労働組合の意見を聞かれたりといふ話でありますけれども、ただ大臣、この際、あなたの決意です、口では、反対の方向はとつておらぬといふけれども、実際にやられていることは、総理の言明の反対のことです。それは人命を尊重し、あるいは災害を繰り返さないという大臣としての任務も動まりません。責任も果たされません。具体的にどうされるか、一つ説明して下さい。

○国務大臣(権名悦三郎君) 具体的に今申し上げた通りでございます。

○吉田法晴君 呼んで聞くということだけで、それはあきらめようとしてい

るじゃないですか。

○委員長(堀本幸弘君) 他に御質疑はございせんか。他に御発言がなければ、本日の調査は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

第七六十一号 昭和三十六年二月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町中 央嶺山 西村梅市外六 千六百四十八名

紹介議員 阿具根 登君

炭鉱地帯は、失業者が増加し、関連産業の中小企業は衰退して、市町村をはじめ県の財政まで苦しくなり大きな社会問題となつておるから、石炭産業の対策として、(一)炭鉱地帯の産業の振興、(二)失業者の就職あつせん、(三)職業訓練、(四)失業手当の増額給付と期間の延長、(五)住宅の保障、(六)輸入燃料の関税引上げ、(七)最低賃金制の制定、(八)事前協議制の確立、(九)

第九部 商工委員会會議録第七号 昭和三十六年三月十四日【参議院】

第七四四号 昭和三十六年二月二十七日受理

公共料金引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷四ノ三三平和ふじん新聞 友の会内 勝目テール

紹介議員 高田なほ子君

国鉄運賃、郵便料金の値上げ発表以來、消費物価は日に値上がりをしてゐるが、このような独占物価の引上げの犠牲のすべてが国民にしかよせされることは、国民生活の安定と文化の向上を約束する政府のとるべき政策ではないから、公共料金値上げに反対であると共に、(一)間接税を引き下げ国民の生活を安定させること、(二)減税の公約を実現するため基礎控除を引き上げること、(三)国民の生活を苦しめる公共料金の値上げをしないこと等の決議をせられたいとの請願。

石炭産業法の制定等を実現せられたいとの請願。

第七六二号 昭和三十六年二月二十
八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県田川市東区南大
和町一ノ二 藤本博外
一万二百七十七名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第七六三号 昭和三十六年三月二十
八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 山口県光市大字島田
山根弘道外一万四千六
十六名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第七七九号 昭和三十六年三月一日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町畑
川 道園誠外六千二百
五十名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第七八〇号 昭和三十六年三月一日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町高

橋区藤町二二棟 稲盛
清蔵外九千三十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第七八一号 昭和三十六年三月一日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡大町旭町
二三舎 井上政憲外八
千五百名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第七九七号 昭和三十六年三月一日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県飯塚市上之緒本
町九組 上野勇外一万
二百三十六名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第八〇三号 昭和三十六年三月二日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町大
峰西本町二丁目 田中
忠治外五千三百六十八
名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第八〇四号 昭和三十六年三月二日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡稲葉町新
屋敷 山下久外八千百
二十五名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第八〇五号 昭和三十六年三月二日
受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町古
賀一六 橋本利治外四
千六十二名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じ
である。

第八一八号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鴨二
ノ二、七五七 野村昌
子外五名

紹介議員 森 八三一君

昨年来諸物価、特に食料品、サービス
関係の料金などの値上がりがいちじるし
く、加えて第二次池田内閣の成立以
来、国鉄、郵便、電気料など公共料金
関係の値上げ案が相次いで発表され、
家計を守る婦人は非常に不安を感じて
いるから、(一)予算の使途を合理化
し、国民の負担を軽くして明るく豊か
な暮らしを保障する施策を進めること、
(二)国鉄、郵便、医療費など公共料金
の値上げと、都電都バス、市電市バ
ス、水道料などの値上げを抑えるこ
と、(三)生産強化による商品のこう水

は消費者が消化するので、消費者保護
の施策行政を急ぐこと、(四)独禁法及
びその運用を強化し、業者の協定値上
げを止めること等適切な措置を講じら
れたいとの請願。

第八一九号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(三十三通)

請願者 東京都品川区庚塚町主
婦の会内 星山あき子
外三十六名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じ
である。

第八三四号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(三通)

請願者 東京都中野区八島町一
小林藤枝外二名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じ
である。

第八三五号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(五通)

請願者 東京都練馬区南町一ノ
三、四四一 小柳信子
外八名

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じ
である。

第八三六号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(七通)

請願者 東京都杉並区大宮前一
ノ四六 田中つよ外六
名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じ
である。

第八三七号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(七通)

請願者 東京都北区田端町五四
二 滝沢みか外六名

紹介議員 永末 英一君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じ
である。

第八三八号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(九通)

請願者 東京都中野区広町一
八 宇佐美せつゑ外十
二名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第八一八号と同じ
である。

第八三九号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(十一通)

請願者 東京都北区田端町五四
一 久保田寿美恵外十
一名

紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八四〇号 昭和三十六年三月二日
受理
公共料金値上げ抑制等に関する請願
(十三通)

請願者 東京都杉並区大宮前三ノ九六 飯泉よしの外十二名

紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八四一号 昭和三十六年三月二日
受理
公共料金値上げ抑制等に関する請願
(十三通)

請願者 東京都渋谷区下通り五ノ二九 河奈わき外十七名

紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八四二号 昭和三十六年三月二日
受理
公共料金値上げ抑制等に関する請願
(十六通)

請願者 横浜市西区楠町一六 福本美智子外十五名

紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八四三号 昭和三十六年三月二日
受理

公共料金値上げ抑制等に関する請願
(二十通)

請願者 東京都渋谷区下通り五ノ一七 石井ゆき外十三名
紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八四四号 昭和三十六年三月二日
受理
公共料金値上げ抑制等に関する請願
(三十六通)

請願者 東京都豊島区西巢鴨二ノ二、七七一 川島わさを外五十八名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第八四五号 昭和三十六年三月二日
受理
公共料金値上げ抑制等に関する請願
(五十六通)

請願者 千葉県松戸市本町三ノ一、〇〇四 富永きん外五十五名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

昭和三十六年三月二十日印刷

昭和三十六年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局